

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第91期) 至 平成23年3月31日

丸三証券株式会社

(E03760)

第91期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

丸三証券株式会社

目 次

頁

第91期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	5
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【対処すべき課題】	10
3 【事業等のリスク】	51
4 【経営上の重要な契約等】	51
5 【研究開発活動】	51
6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	52
第3 【設備の状況】	55
1 【設備投資等の概要】	55
2 【主要な設備の状況】	55
3 【設備の新設、除却等の計画】	56
第4 【提出会社の状況】	57
1 【株式等の状況】	57
2 【自己株式の取得等の状況】	69
3 【配当政策】	70
4 【株価の推移】	70
5 【役員の状況】	71
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	74
7 【業務の状況】	83
第5 【経理の状況】	88
1 【連結財務諸表等】	89
2 【財務諸表等】	142
第6 【提出会社の株式事務の概要】	164
第7 【提出会社の参考情報】	165
1 【提出会社の親会社等の情報】	165
2 【その他の参考情報】	165
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	166

監査報告書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月29日

【事業年度】 第91期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平本公秀

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山崎昇

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山崎昇

【縦覧に供する場所】 横浜支店
(横浜市中区尾上町三丁目39番地)

千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)

秩父支店
(秩父市番場町10番4号)

名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目19番18号)

大阪支店
(大阪府中央区南本町一丁目7番15号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	(百万円)	22,208	19,873	13,106	16,809	14,948
純営業収益	(百万円)	21,813	19,539	12,857	16,630	14,818
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	5,748	3,692	△2,084	1,808	141
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	4,092	1,658	△2,363	1,506	△92
包括利益	(百万円)	—	—	—	—	△520
純資産額	(百万円)	55,413	49,494	43,696	45,484	43,335
総資産額	(百万円)	127,430	87,660	75,196	80,542	75,673
1株当たり純資産額	(円)	751.61	670.28	602.69	626.65	613.34
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)	(円)	55.60	22.50	△32.58	20.82	△1.29
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	55.46	22.47	—	20.82	—
自己資本比率	(%)	43.47	56.41	58.00	56.30	57.03
自己資本利益率又は 自己資本損失率(△)	(%)	7.04	3.16	△5.08	3.39	△0.21
株価収益率	(倍)	29.39	24.53	—	27.33	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,186	4,130	18,587	3,345	△3,759
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,368	△477	△108	△421	△73
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,678	△5,208	△1,755	△387	△2,152
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	8,611	6,976	23,614	26,262	20,258
従業員数 〔ほか平均臨時 雇用人員〕	(名)	838 [119]	891 [121]	922 [132]	939 [134]	918 [125]

(注) 1 第87期の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} + \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{連結ベースの自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末資本の部合計} + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

第88期以降の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{連結ベースの自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} + \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{連結ベースの自己資本利益率又は自己資本損失率} = \frac{\text{当期純利益又は当期純損失}}{((\text{前期末純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

2 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3 第89期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第91期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第89期及び第91期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	22,216 (17,605)	19,873 (16,974)	13,104 (11,250)	16,825 (15,250)	14,948 (13,530)
純営業収益 (百万円)	21,818	19,532	12,848	16,638	14,811
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	5,525	3,523	△2,159	1,761	75
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	3,963	1,132	△2,381	1,484	△158
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	75,282	75,282	75,282	75,282	71,398
純資産額 (百万円)	55,057	48,618	42,814	44,571	42,356
総資産額 (百万円)	127,133	87,053	74,655	80,047	75,170
1株当たり純資産額 (円)	746.79	658.40	590.50	614.04	599.42
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	70.00 (10.00)	15.00 (10.00)	7.50 (5.00)	10.00 (2.50)	5.00 (2.50)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	53.86	15.35	△32.82	20.52	△2.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	53.71	15.34	—	20.52	—
自己資本比率 (%)	43.29	55.79	57.24	55.51	56.10
自己資本利益率又は 自己資本損失率(△) (%)	6.86	2.19	△5.22	3.41	△0.37
株価収益率 (倍)	30.34	35.98	—	27.73	—
配当性向 (%)	129.97	97.71	—	48.74	—
自己資本配当率 (%)	9.37	2.28	1.27	1.63	0.84
自己資本規制比率 (%)	647.1	755.0	785.7	765.1	747.2
従業員数 〔ほか平均臨時 雇用人員〕 (名)	831 [106]	884 [109]	916 [120]	933 [122]	912 [113]

(注) 1 第87期の1株当たり配当額70円(1株当たり中間配当額10円)には、特別配当50円を含んでおります。第90期の1株当たり配当額10円(1株当たり中間配当額2.5円)には、記念配当5円を含んでおります。

2 第87期の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} + \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末資本の部合計} + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本配当率} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{純資産} - \text{新株予約権}} \times 100(\%)$$

第88期以降の上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産} - \text{新株予約権}}{\text{負債} + \text{純資産合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本利益率又は自己資本損失率} = \frac{\text{当期純利益又は当期純損失}}{((\text{前期末純資産} - \text{新株予約権}) + (\text{当期末純資産} - \text{新株予約権})) \div 2} \times 100(\%)$$

$$\text{自己資本配当率} = \frac{\text{配当金総額}}{\text{純資産} - \text{新株予約権}} \times 100(\%)$$

自己資本規制比率は金融商品取引法(第87期までは証券取引法)に基づき、決算数値をもとに算出したものであります。

3 営業収益には消費税等は含まれておりません。

4 第89期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5 第91期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6 第89期及び第91期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

明治42年12月、川北商店川北徳三郎、金万商店難波礼吉及び山大商店高井治兵衛の三者が各1万円を出資し、出資金3万円をもって丸三商店を設立。翌明治43年1月、多田岩吉が丸三商店の代表者となり、丸三多田岩吉商店として営業を開始いたしました。

その後大正10年2月には、丸三吉田政四郎商店に、大正14年8月には、丸三長尾秀一商店と改称しておりますが、昭和19年3月入サ証券株式会社(昭和8年6月15日設立、資本金100万円)の廃業を機にその全株式を買取り、商号を丸三証券株式会社と変更して現在に至っております。

設立以後の経過の概要は次のとおりであります。

年月	概要
明治43年1月	丸三多田岩吉商店として営業開始。
大正14年8月	丸三長尾秀一商店と改称、東京株式取引所一般会員となる。
昭和19年3月	入サ証券株式会社の株式を買取り、丸三証券株式会社に商号を変更。
昭和23年9月	証券取引法に基づく証券業者として登録。
昭和24年4月	東京証券取引所の正会員となる。
昭和43年4月	改正証券取引法による証券業の免許取得。
昭和46年6月	丸三土地建物株式会社(現連結子会社)を設立。
昭和58年3月	丸三ファイナンス株式会社(現連結子会社)を設立。
昭和58年12月	資本金を30億5,000万円に増資し、総合証券会社となる。
昭和61年2月	丸三エンジニアリング株式会社(現連結子会社)を設立。
昭和61年5月	資本金を83億450万円に増資し、当社株式を東京・大阪両証券取引所市場第二部に上場。
昭和61年6月	当社初の専用ファンド「CBポートフォリオ'86」発売。
昭和62年10月	パソコンによる投資情報(マックス)サービス、ホームトレードサービス開始。
昭和63年3月	当社株式が東京・大阪両証券取引所市場第一部に指定される。
平成2年6月	新パソコン投資情報システム(スーパーマックス)サービス開始。
平成7年8月	株式会社エムエスシー(現連結子会社)を設立。
平成8年3月	資本金を100億円に増資する。
平成9年7月	オンライントレードサービス開始。
平成10年7月	証券総合口座取扱開始。
平成10年8月	第1回ストックオプション実施。
平成10年12月	改正証券取引法に基づく証券会社として登録。
平成11年3月	第1回自己株式消却実施。
平成12年6月	オンライントレードサービスネームを「マルサントレード」に変更。 ロゴマーク、キャラクター「まるさん」を採用。
平成14年11月	福生支店を新宿支店に、帯広支店を通信販売部コールセンターに統合し、店舗数は27か店となる。
平成17年5月	アドバイス付インターネット取引「MARUSAN-NET」サービス開始。
平成18年6月	単元株式数を1,000株から100株へ変更。
平成19年9月	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者として登録。

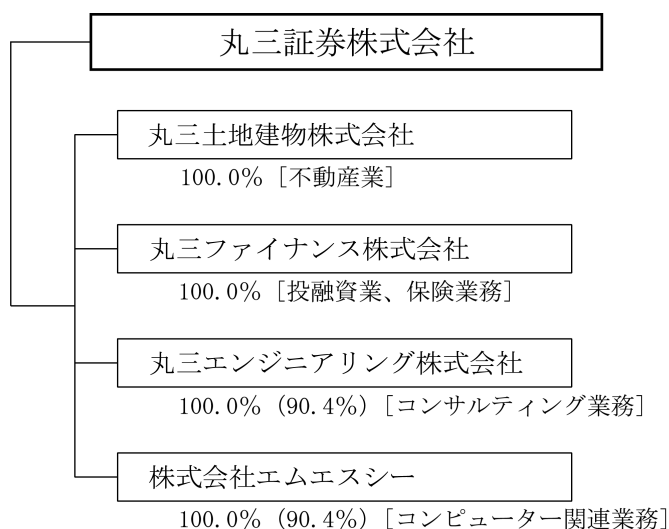
3 【事業の内容】

当社及び当社の連結子会社4社の主たる事業は、有価証券を中核商品とする投資・金融サービス業であります。

投資・金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社は丸三土地建物株式会社から当社の店舗の一部を賃借し、丸三ファイナンス株式会社を通じて保険契約締結を行っております。また、丸三エンジニアリング株式会社及び株式会社エムエスシーへはコンピューターシステム関連業務を委託しております。

事業系統図は次のとおりです。



注：比率％は当社の議決権所有割合（（）は間接所有割合）です。また[]は主要な事業内容です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 丸三土地建物(株)	東京都 中央区	10	不動産業	100.0	土地の賃貸、店舗の賃借 役員の兼任4名
丸三ファイナンス(株)	東京都 中央区	74	投融資業 保険業務	100.0	保険業務 役員の兼任4名
丸三エンジニアリング(株)	東京都 中央区	50	コンサルティング業務	100.0 (90.4)	システム開発委託 役員の兼任4名
(株)エムエスシー	東京都 中央区	40	コンピューター関連業務	100.0 (90.4)	システム開発委託 役員の兼任4名

(注) 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成23年3月31日現在)

	従業員数(名)
連結会社合計	918 [125]

- (注) 1 当社及び当社の連結子会社の事業は投資・金融サービス業という単一セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
912 [113]	34.5	11.0	5,707

- (注) 1 当社の事業は投資・金融サービス業という単一セグメントに属しております。
- 2 従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員37名、投信債券歩合外務員42名は含まれておりません。
- 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 5 平均年間給与は、出向者、休職者、中途入社者、臨時従業員を除く期末在籍者数を基に計算しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、丸三証券労働組合(組合員692名)及び大阪証券労働組合(組合員16名)の二組合があり、大阪証券労働組合は全国証券労働組合協議会に所属しております。

なお、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

株式市場は、日経平均株価が昨年4月5日に11,408円17銭まで上昇した後、欧州財政問題の深刻化や世界経済の減速懸念を背景に、9月1日には8,796円45銭まで下落しました。その後しばらくは9,000円台で推移しましたが、11月3日の米連邦公開市場委員会(FOMC)が追加金融緩和に踏み切ったことで流れが大きく変わり、本年2月17日の10,891円60銭まで上昇する局面となりました。しかし3月11日に発生した東日本大震災とその後の福島原発事故等を受け、3月15日には8,227円63銭まで急落し、円相場も対ドルでの史上最高値を更新する動きとなりました。

その後、G7各国による円売り協調介入の合意で急激な円高に歯止めがかかったことや、海外投資家の買いにも支えられ、期末の日経平均株価は9,755円10銭となりました。

このような中、フルサービスを提供する対面営業部門では、世界的なインフラ投資ブームの恩恵を受取る銘柄や、アジアを中心とした新興国からの利益貢献の大きいグローバルな銘柄、事業構造改革による業績改善が見込まれる銘柄等の選別及び情報提供に注力しました。

オンライントレード部門は、セミナーの開催等によりお客様との接点拡充に努め、また新規に口座開設されたお客様を対象にした株式委託手数料の優遇措置を引き続き実施する等して、顧客層の拡大を進めました。

債券市場は、期初1.40%で始まった長期金利が徐々に低下し、日銀が追加金融緩和を実施した10月には0.82%と、約7年3ヶ月ぶりの水準まで低下しました。米国が追加金融緩和に踏み切った11月以降は、景気回復期待による世界的な株高を受けて上昇に転じ、2月には1.35%まで上昇しましたが、東日本大震災、福島原発事故等による景気の先行き不透明感等が金利低下要因となり、期末は1.26%となりました。

このような環境の中で、地方債や事業債の引受に注力しました。また、引き続き新発豪ドル建世界銀行債の販売に取り組みました。

投資信託部門は、今後の世界経済を牽引すると予想される新興国の株式や債券へ投資するファンドの販売に注力し、残高の増加に努めました。

債券型投資信託では、ブラジルの国債で運用する「ブラジル・ボンド・オープン(毎月決算型・年2回決算型)」が引き続き好評で、残高が増加しました。

さらに「DWS通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド」、「PIMCOニューワールドインカムファンド」を定期分配型外債投資信託の品揃えに加え、販売に取り組みました。

また株式型投資信託では、新興国の中でも特にアジアの高い成長力に注目し、残高の増加に努めました。既に取り扱いのある中国・アジア株式関連のファンドに加え、アセアンの高い将来性に着目した「東京海上・東南アジア株式ファンド」を新たに品揃えし、販売に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の当企業集団の営業収益は149億48百万円(前連結会計年度比88.9%)、これから金融費用を差し引いた純営業収益は148億18百万円(同89.1%)となりました。販売費・一般管理費は149億72百万円(同99.5%)で、経常利益は1億41百万円(同7.8%)、当期純損失は92百万円(前連結会計年度は15億6百万円の利益)となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

① 受入手数料

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	委託手数料	5,253	26	39	—	5,319
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	111	91	—	—	203
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	7	18	6,004	—	6,030
	その他の受入手数料	52	5	3,614	24	3,697
	計	5,425	142	9,658	24	15,250
当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	委託手数料	4,117	16	38	0	4,172
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	22	95	—	—	118
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	3	10	5,143	—	5,158
	その他の受入手数料	55	7	3,987	30	4,081
	計	4,198	130	9,170	31	13,530

受入手数料の合計は135億30百万円(前連結会計年度比88.7%)となりました。科目別の概況は以下のとおりであります。

委託手数料

東京証券取引所一日平均売買代金は1兆5,535億円(前連結会計年度比100.0%)でしたが、当社の株式委託売買代金は1兆4,983億円(同78.7%)となりました。その結果、株式委託手数料は41億17百万円(同78.7%)となりました。

債券委託手数料は16百万円(同62.6%)となりました。

また、受益証券委託手数料は38百万円(同97.7%)となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は1億18百万円(前連結会計年度比58.1%)となりました。株式が22百万円(同20.2%)、債券が95百万円(同104.4%)でした。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は51億58百万円(前連結会計年度比85.5%)、その他の受入手数料は40億81百万円(同110.4%)となりました。これらの手数料の主なものは投資信託の募集手数料51億43百万円(同85.7%)、代行手数料39億86百万円(同110.3%)であります。

② トレーディング損益

区分	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	215	0	215	64	△0	64
債券等・その他のトレーディング損益	722	4	727	805	△12	792
債券等トレーディング損益	470	3	473	682	△12	670
その他のトレーディング損益	252	1	253	122	△0	121
計	937	4	942	870	△12	857

トレーディング損益は8億57百万円(前連結会計年度比91.0%)となりました。株式等は64百万円(同30.2%)で、債券等は6億70百万円(同141.8%)、その他は為替等で1億21百万円(同48.0%)でした。

③ 金融収支

金融収益は5億61百万円(前連結会計年度比90.9%)、金融費用は1億30百万円(同72.4%)、差引収支は4億30百万円(同98.5%)となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は149億72百万円(前連結会計年度比99.5%)となりました。主なものは、広告宣伝費を含む取引関係費15億18百万円(同96.5%)、人件費84億78百万円(同99.2%)、不動産関係費19億93百万円(同98.1%)、事務費13億80百万円(同112.7%)でした。

(2) キャッシュ・フローの概況

営業活動によるキャッシュ・フローは、募集等払込金の増加及び顧客分別金信託の増加等により37億59百万円の資金の減少(前連結会計年度は33億45百万円の資金の増加)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による資金の増加要因があったものの、一方では器具・備品等の取得による資金の減少要因があったことから、73百万円の資金の減少(同4億21百万円の資金の減少)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得や配当金の支払い等により21億52百万円の資金の減少(同3億87百万円の資金の減少)となりました。

この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より60億4百万円減少し202億58百万円となりました。

(3) トレーディング業務の概況

トレーディング商品の残高は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部のトレーディング商品	5,152	4,629
商品有価証券等	5,150	4,628
株式等	29	—
債券	5,120	4,628
受益証券等	—	—
デリバティブ取引	1	1
為替予約取引	1	1
負債の部のトレーディング商品	—	—
商品有価証券等	—	—
株式等	—	—
債券	—	—
受益証券等	—	—
デリバティブ取引	—	—
為替予約取引	—	—

なお、「業績等の概要」に記載の消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【対処すべき課題】

わが国の証券市場を取り巻く環境は、3月11日に発生した東日本大震災の影響による生産活動の低下や、福島原発事故の深刻化等から景気の先行きが不透明な状況になっております。

世界に目を転じると、資源価格の高騰、欧州財政問題等が顕在化しておりますが、一方で世界経済はアジアを中心とした新興国の牽引により回復基調が続き、米国経済においても明るい兆しが出てきております。

このような環境の下、当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、株式営業や募集営業における資産運用の提案力向上が引き続き重要であると考えております。

株式営業につきましては、当面、国内景気への下押し圧力が続くことが予想されますが、アジアを中心とした新興国からの利益貢献が大きいグローバル企業や個別のテーマ性のある銘柄等を選別して、情報の提供に全力を挙げて取り組んでまいります。

募集営業につきましては、主に新興国債券に投資する「PIMCOニューワールドインカムファンド」に注力し、引き続き定期分配型の外債投信を継続するほか、経済成長の続くアジア各国に投資する株式投信にも取り組んでまいります。お客様一人ひとりのニーズに応じたポートフォリオ構築の提案力を高めることで、投資信託の残高増加を推進し、投信代行手数料の拡大による市場変動に対する経営の安定化を進めてまいります。

また、今後の電力供給不安に対処するため、節電対策を推進するとともに、停電時にも円滑な営業が行えるよう体制整備を図ってまいります。

さらに、引き続き内部管理態勢及び法令順守態勢の強化に努め、お客様へより一層質の高いサービスを提供できるよう当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

近年、会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあり、対象会社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

将来、当社が、このような買収の対象となった場合には、当社に親会社等の支配株主が存在しないこ

と、安定株主が少ないこと等諸般の事情を考慮すると、当社株主の皆様は、十分な情報や時間が提供されないままに大規模買付行為が実施され、結果として、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を否定できないものと考えられます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様は代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に資する方針です。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成20年6月25日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の導入について」(以下、本対応方針といいます。)を導入しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の平成20年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の導入について」にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社は、本対応方針導入の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行うこととしています。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為者が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議することとします。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとします。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様意思の確認を行うこととします。

(3) 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されたものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が当社株主の皆様共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成20年6月25日に開催された当社定時株主総会で承認されて導入したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様ご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様ご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は当社株主の皆様共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様ご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の導入について

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)の導入について」で公表いたしました、買収防衛策(以下「旧防衛策」といいます。)につき、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等(以下、総称して「法令等」といいます。)の改正等を踏まえ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を考慮し、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化のため、当社に最も適した買収防衛策を導入すべく、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社株主の皆様ご承認を得ることを条件に、下記の通り、当社株券等(注)1の大規模買付行為(下記に定義されます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決議いたしました。

なお、本対応方針は、本定時株主総会において可決・承認されております。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注)2の議決権割合(注)3を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

提出日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成23年3月31日現在の株主の状況は、別紙Iに記載の通りです。

なお、法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

旧防衛策から見直した主な内容の概要は以下の通りです。

- (1) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を受けて、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合等において、株主総会を招集し、対抗措置を発動する旨の議案を上程して、株主の皆様のご意思を確認させていただくこととしました。
- (2) 大規模買付行為に該当するか否かの基準を15%から20%に変更いたしました。
- (3) 本対応方針の有効期間を、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたときから2年間としていたものを、3年間(平成23年6月開催予定の定時株主総会終結のときまで)といたしました。
- (4) 対抗措置として大規模買付行為者が行使できない旨の行使条件が付された新株予約権が割り当てられた場合であっても、大規模買付行為者が、所定の手続に則り市場においてその所有する当社株式を売却したときは、売却した株式数に相当する範囲内で新株予約権の行使を認めることを明記しました。

1. 本対応方針導入の目的

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様にご提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様のご利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。本対応方針は、それらを毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止する方針であります。

近年、会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあり、対象会社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

将来、当社が、このような買収の対象となった場合には、当社に親会社等の支配株主が存在しないこと、安定株主が少ないこと等諸般の事情を考慮すると、当社株主の皆様は、十分な情報や時間が提供されないままに大規模買付行為が実施され、結果として、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を否定できないものと考えられます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を導入することとしました。

2. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

又は

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針導入の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行うこととしています。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、別紙Ⅱの通りです。)に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があるると疑われる事情が存すると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議することとします。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者(注)4による権利行使は認められないとの行使条件及び取得条項(大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。)を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会(その概要は以下の6.(1)に記載されています。)にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとします。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲの通りです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳの通りです。

3. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者が現れた場合、当社は、大規模買付行為に係る提案の内容を吟味し、条件の変更の申入れや交渉を行う等、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を実現するため、様々な方策を執ることができるものと考えています。

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内(初日不算入)に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただくこととなります。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、ご提出いただく本必要情報に含まれるものとします。

- ① 大規模買付行為者の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者(直接又は間接を問いません。)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)
 - ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。)
 - ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
 - ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。)
 - ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
 - ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
 - ⑦ 当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
 - ⑧ その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報
- 当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただくこととします。
- (2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等
- 当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には90日間(初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
- なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報(追加により提出を求めた本必要情報を含むもの)とします。以下同じ。)が提出されたと当社取締役会が認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することとします。
- また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行うこととします。
- なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記4. に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当

該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針導入当初の委員は、旧防衛策の特別委員会の委員であり、その氏名及び略歴は別紙Vの通りです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができるものとします。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間(初日不算入)を上限として評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適用ある法令等に従って、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者(以下「手続不遵守買付行為者」といいます。)に該当する場合、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告するものとし、当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ② 当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等(主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じ。)に移譲させることにある大規模買付行為
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④ 当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
- ⑤ 大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収(最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等に代表される、当社株主の皆様判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある場合としては、例えば次のいずれかに該当する場合は考えられます。

- ① 大規模買付行為者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の当社の企業価値の比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為である場合
- ② 大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件(買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。)が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③ 大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④ 大規模買付行為が行われる時点の法令等(行政指導、裁判結果を含みます。)により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

4. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、上記3.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買収者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとします。

(4) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割

当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重するものとします。

(5) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(6) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、適用ある法令等に従って、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(7) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でない判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前(権利落日)以降の中止は行いません。

5. 株主総会

当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合であっても、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催することもできるものとします。このほか、株主総会の開催は、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、当該大規模買付行為に対し本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

6. 透明性及び公正さ確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Vの通りです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないように、制度的な担保が設けられています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるも

のとされ、その招集が確実に行われるよう配慮がされています。

本対応方針の導入について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙Vの通りです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手續において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手續の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手續を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります(別紙II新株予約権ガイドライン(骨子)ご参照)。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、前述の通り、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として効力を生ずるものとします。また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会における決議のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜当社株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただき予定します。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針導入時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時には、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の導入により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外で本新株予約権を行使することができる当社株主の皆様については、下記(4)①の通り名義書換手續が行われない場合には、本新株予約権の割当てを受けることができず、また、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手續を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記2. に記載の行使条件が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記4.(7)に記載しております通り、本新株予約権の無償割当てを決議した後、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行います。当社株式の株価が変動するおそれがございますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要なとなる手続

① 名義書換の手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当社株主の皆様におかれましては、当該基準日までに、その所有される当社普通株式に係る株券を提示した上で株主名簿の名義書換を完了していただく必要があります。

但し、金融商品取引所における取引等により証券保管振替機構に預託されている当社普通株券を当該基準日までに取得された当社株主の皆様につきましては、名義書換の手続は不要です。

なお、本新株予約権の無償割当てに際しては、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

② 本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。)

③ 本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるもの)とします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権

の無償割当ての決議の有無等を含め、適用ある法令等に従って適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

また、本新株予約権の無償割当ての決議を行う場合、当社株主の皆様にも不測の損害を与えないためには、会社法の規定に従って、基準日までには名義書換を完了していただくことが必要となりますが、この場合には、大規模買付行為者をも含む当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下の通り充足しており、高度な合理性を有するものです。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第442条及び大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条に定める買収防衛策の導入に関する事項(①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重)を尊重するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様にも適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様ご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償

割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述の通り、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、これにとどまらず、本対応方針は、当社株主総会で選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

- (注) 1 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本対応方針において特段の断りがない限り、以下同じです。
- 2 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、③上記①又は②の者の関係者(①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。)を意味します。本対応方針において特段の断りがない限り、以下同じです。
- 3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。本対応方針において特段の断りがない限り、以下同じです。
- 4 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

別紙 I

当社株式の状況(平成23年3月31日現在)

1 発行可能株式総数	300,000,000株
2 発行済株式の総数	71,398,262株
3 株主数	28,271名
4 大株主(上位10名)	

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本生命保険相互会社	5,811	8.26
財団法人長尾自然環境財団	4,746	6.75
ビービーエイチ フォー バリアブル インシユ ランス プロダクツ エフデイスリー エムア イデイー キヤッツ ポート	2,856	4.06
シービーエヌワイ ナショナル ファイナンシヤ ルサービシス エルエルシー	2,398	3.41
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,355	3.35
株式会社みずほコーポレート銀行	1,540	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託 口)	1,499	2.13
シービーエヌワイフィデリティアドバイザーシリ ーズ1 ミッドキャップ2ファンド	1,177	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託 口4)	1,080	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,012	1.44

(注) 1. 当社は自己株式として1,040千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。

2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

別紙Ⅱ

新株予約権ガイドライン(骨子)

1. 目的

新株予約権ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、当社が平成20年6月25日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に導入する当社株券等(注)5の大規模買付行為に対する対応方針(以下「本対応方針」という。)に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の(1)ないし(3)のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(2) 濫用的買収者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者((i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該

当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。)による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める(注)6 誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数(注)7 以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2. にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

(注) 5 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

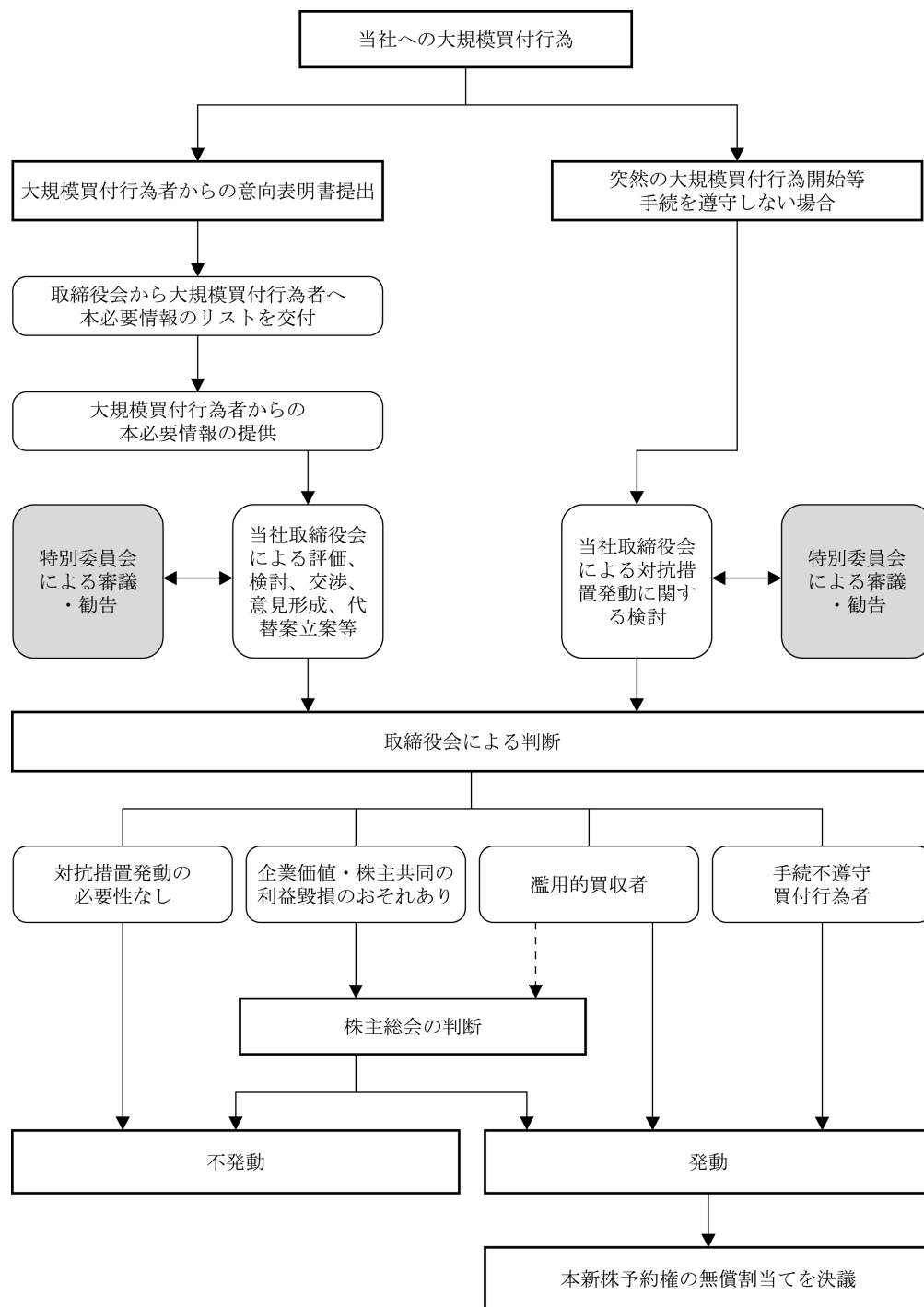
6 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とすることを予定している。

7 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

以 上

別紙Ⅲ

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

別紙Ⅳ

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数(以下「対象株式数」という。)とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者(注)8による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当会社による新株予約権の取得

(1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。

(2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

- (注) 8 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

以 上

別紙V

特別委員会の概要及び委員の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

(1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者(弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。)等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

(1) 大規模買付行為の内容の精査・検討

(2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項

(3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員の紹介

中川 秀宣(なかがわ・ひでのり)

略 歴：平成2年4月 最高裁判所司法研修所
平成4年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現在に至る)
平成4年4月 長島・大野法律事務所
平成9年9月 カークランド・アンド・エリス法律事務所
平成10年4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
平成11年9月 メリルリンチ証券会社東京支店
平成13年1月 メリルリンチ日本証券株式会社
平成15年4月 U F J ストラテジックパートナー株式会社へ出向
平成16年8月 T M I 総合法律事務所パートナー(現在に至る)

西澤 益男(にしざわ・ますお)

略 歴：昭和35年4月 大和証券株式会社
昭和60年4月 同社 秘書室部長
昭和62年4月 同社 転換社債部長
平成元年5月 同社 営業副本部長
平成元年6月 同社 取締役
平成3年6月 同社 常務取締役
平成7年6月 大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役
平成11年6月 同社 代表取締役副社長
平成15年6月 丸三証券株式会社 社外取締役(現在に至る)

宗近 博邦(むねちか・ひろくに)

略 歴：昭和36年4月 大和証券株式会社
昭和61年12月 同社 取締役 株式本部副本部長、
株式トレーディング室長
平成元年6月 同社 常務取締役 株式本部長
平成3年6月 同社 専務取締役 事業法人営業本部長、
金融法人営業本部長、国際営業部、
年金企画部、運用企画部分担
平成6年6月 同社 取締役副社長
平成9年6月 ユニバーサル証券株式会社 取締役社長
*平成12年4月 つばさ証券株式会社 取締役社長
*平成14年6月 U F J つばさ証券株式会社 取締役社長
平成15年4月 同社 特別顧問
平成16年2月 学校法人明治大学 評議員(現在に至る)
平成16年4月 学校法人明治大学 理事
平成20年4月 学校法人江の川学園理事長(現在に至る)
平成20年6月 株式会社明大サポート 取締役会長就任(現在に至る)
*合併による商号変更
主な公職：平成12年7月 日本証券業協会 理事
日本証券業協会 自主規制委員会委員長
日本投資者保護基金 理事
平成14年7月 日本証券業協会 副会長
日本証券経済研究所 会長
平成15年7月 日本証券業協会 顧問(現在に至る)
日本証券経済研究所 顧問(現在に至る)

以 上

なお、新たな「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)の導入」について、平成23年6月28日開催の、定時株主総会に付議し、可決・承認されました。

その内容は以下のとおりです。

当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)(以下「旧防衛策」といいます。)の導入を決議し、同年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様への承認をいただきました。旧防衛策は平成23年6月28日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

当社は、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を考慮し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化のため、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご承認を得ることを条件に、旧防衛策を一部改定した上、更新すること(以下更新後の買収防衛策を「本対応方針」といいます。)を決議いたしましたので、お知らせします。なお、当該取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針につき一切異議はありませんでした。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注)1の議決権割合(注)2を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注)3の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成23年3月31日現在の株主の状況は、別紙Iのとおりです。

なお、法令等(注)4に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本対応方針の更新にあたり、株主意思確認総会の開催要件を整理したことのほか、株券電子化その他関係法令等の改正に伴う修正や買収防衛策に関する議論等を踏まえて所要の変更等を行っておりますが、旧防衛策の実質的内容から大幅な変更はありません。

(注)1 特定株主グループとは、①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。)及びその共同所有者(同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。)、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、③上記①又は②の者の関係者(①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。)を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者及びその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。))又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
- 4 法令等とは、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等を総称していいいます。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

1. 当社の経営理念等について

(1) 当社の経営理念について

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は平成15年6月より執行役員制度を導入し、全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させ、意思決定の迅速化を図りました。同時に、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を招聘し、取締役会の意思決定の透明性確保と監視機能の強化を図りました。

また、当社は監査役制度を採用しており、4名の監査役(うち2名は社外監査役)が取締役の業務執行の監査を行っております。監査役機能強化については、内部監査部門との連携強化に努めており、平成22年3月には、社外取締役、監査役、内部監査担当役員との連携を目的とした定例の会合を設置し、経営に対するモニタリング機能及びガバナンス体制の強化を図っております。

尚、当社は、社外役員3名(社外取締役1名、社外監査役2名)を一般株主との利益相反の生ずるおそれのない「独立役員」として、東京証券取引所、大阪証券取引所に届け出ております。

2. 本対応方針の目的

本対応方針の目的は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、

株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を一部改定の上、更新することとしました。

3. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
又は

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、別紙Ⅱのとおりです。)に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると思われる事情が存すると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者(注)5による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項(大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。)を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず特別委員会(その概要は以下の6.(1)に記載されています。)にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様意思の確認を行います。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

4. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただ

きます。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手続を遵守する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内(初日不算入)に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、本必要情報に含まれるものとします。

- ① 大規模買付行為者の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者(直接又は間接を問いません。)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧ その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただきます。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報(追加により提出を求めた本必要情報を含みます。以下同じです。)の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には90日間(初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「評価期間」といいます。)として設定します。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付

行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報が提出されたと当社取締役会が認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記5.に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針更新後の委員候補者は、別紙Vのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができます。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間(初日不算入)を上限として評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者(以下「手続不遵守買付行為者」といいます。)に該当する場合、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告するものとし、当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ②当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等(主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じです。)に移転させることにある大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為

④当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為

⑤大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収(最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等に代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある場合とは、例えば次のいずれかに該当する場合をいいます。

①当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為

②大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件(買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。)が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為

③大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

④大規模買付行為が行われる時点の法令等(行政指導、裁判結果を含みます。)により、当社の企業価値ないし株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

5. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、上記4.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。但し、特別委員会が対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重します。

(4) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記4.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(6) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前(権利落日)以降の中止は行いません。

6. 透明性及び公正性確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Vのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないように、制度的な担保を設けています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとし、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

本対応方針の更新について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の更新後の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手續において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手續の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手續を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります(別紙Ⅱ新株予約権ガイドライン(骨子)ご参照)。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として更新するものとします。また、本対応方針の有効期間は、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただきたく予定です。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針更新時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針更新時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の更新により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手續を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記3. に記載の行使条件及び当社による新株予約権の取得条項が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記5.(6)で記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適時且つ適切な開示を行いますが、株価の変動により不測の損害を受ける可能性がありますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要なとなる手続

① 本新株予約権の無償割当ての手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。)

③ 本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。さらに、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容についても踏まえております。また、本対応方針は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の

最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に更新するものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、本対応方針は、当社株主総会で選任され、当社株主の皆様により、ご信託を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

(注) 5 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

別紙 I

当社大株主の状況(平成23年3月31日現在)

1	発行可能株式総数	300,000,000株
2	発行済株式の総数	71,398,262株
3	株主数	28,271名
4	大株主(上位10名)	

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本生命保険相互会社	5,811	8.26
財団法人長尾自然環境財団	4,746	6.75
ビービーエイチ フォー バリアブル インシユ ランス プロダクツ エフデイスリー エムア イディー キヤツブ ポート	2,856	4.06
シービーエヌワイ ナショナル ファイナンシャ ルサービス エルエルシー	2,398	3.41
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,355	3.35
株式会社みずほコーポレート銀行	1,540	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託 口)	1,499	2.13
シービーエヌワイフィデリティアドバイザーシリ ーズ1 ミッドキャップ2ファンド	1,177	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託 口4)	1,080	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,012	1.44

(注) 1. 当社は自己株式として1,040千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。

2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

別紙Ⅱ

新株予約権ガイドライン(骨子)

1. 目的

新株予約権ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、当社が平成23年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に更新する当社株券等(注)6の大規模買付行為に対する対応方針(以下「本対応方針」という。)に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。但し、特別委員会が対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得べき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催することができるものとする。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者((i)大規模買付行為者から本新株予約権を

当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。)による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める(注)7誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数(注)8以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2. にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

(注)6 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。本ガイドラインにおいて特 段の断りがない限り、以下同じ。

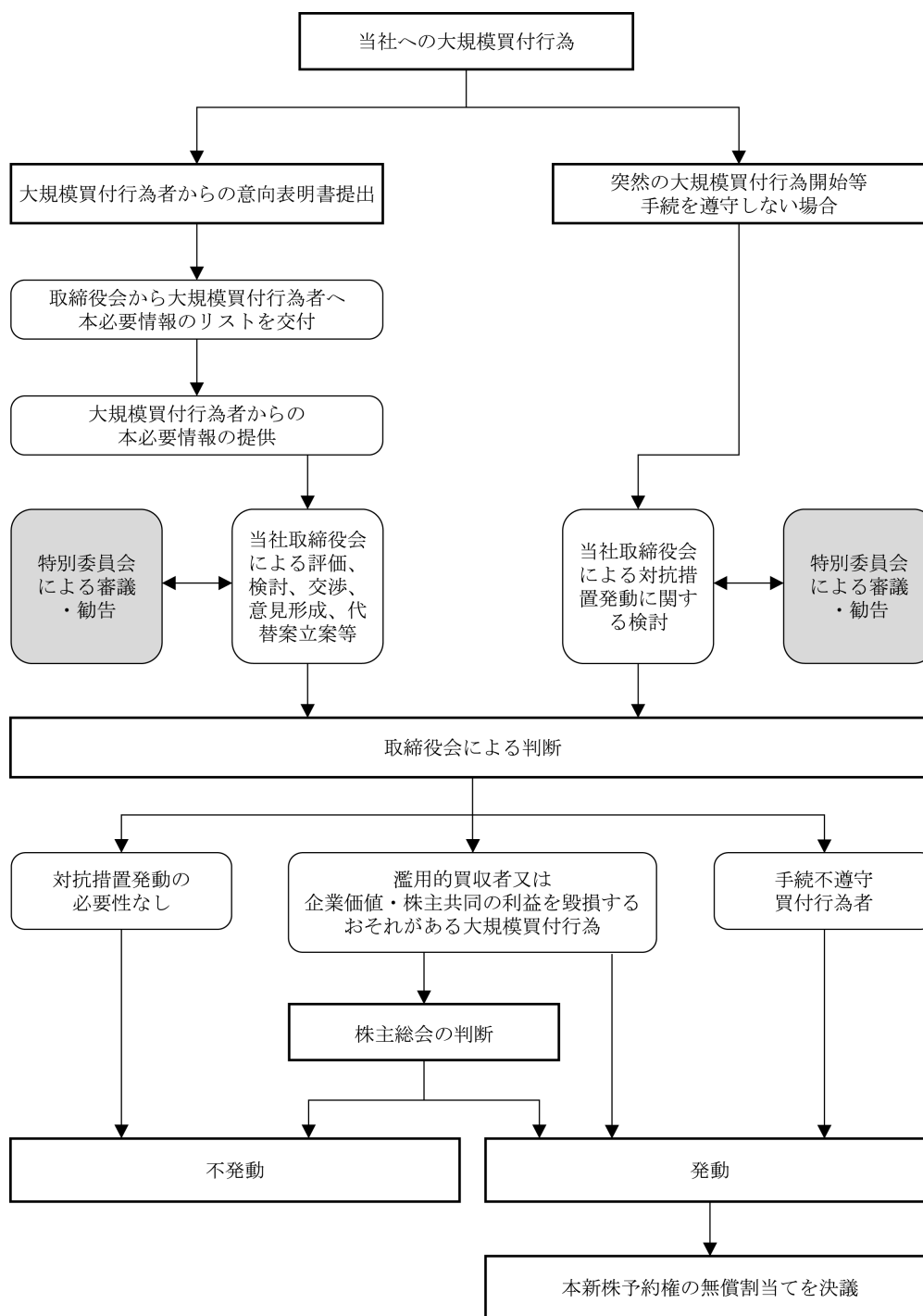
7 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とするを予定している。

8 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

以 上

別紙Ⅲ

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本対応方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

別紙Ⅳ

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数(以下「対象株式数」という。)とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者(注)9による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の第三者が譲渡等により新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。
- (2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

(注) 9 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

以 上

別紙V

特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

(1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。

(2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者(弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。)等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

(1) 大規模買付行為の内容の精査・検討

(2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項

(3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

中川 秀宣(なかがわ・ひでのり)

略 歴	平成2年4月	最高裁判所司法研修所
	平成4年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会)(現在に至る)
	平成4年4月	長島・大野法律事務所
	平成9年9月	カークランド・アンド・エリス法律事務所
	平成10年4月	ニューヨーク州弁護士資格取得
	平成11年9月	メリルリンチ証券会社東京支店
	平成13年1月	メリルリンチ日本証券株式会社
	平成15年4月	UFJストラテジックパートナー株式会社へ出向
	平成16年8月	TMI 総合法律事務所パートナー(現在に至る)

西澤 益男(にしざわ・ますお)

略 歴	昭和35年4月	大和証券株式会社
	昭和60年4月	同社 秘書室部長
	昭和62年4月	同社 転換社債部長
	平成元年5月	同社 営業副本部長
	平成元年6月	同社 取締役
	平成3年6月	同社 常務取締役
	平成7年6月	大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役
	平成11年6月	同社 代表取締役副社長
	平成15年6月	丸三証券株式会社 社外取締役(現在に至る)

宗近 博邦(むねちか・ひろくに)

略 歴：昭和36年4月 大和証券株式会社
昭和61年12月 同社 取締役 株式本部副本部長、
株式トレーディング室長
平成元年6月 同社 常務取締役 株式本部長
平成3年6月 同社 専務取締役 事業法人営業本部長、
金融法人営業本部長、国際営業部、年金企画部、
運用企画部分担
平成6年6月 同社 取締役副社長
平成9年6月 ユニバーサル証券株式会社 取締役社長
*平成12年4月 つばさ証券株式会社 取締役社長
*平成14年6月 U F J つばさ証券株式会社 取締役社長
平成15年4月 同社 特別顧問
平成16年2月 学校法人明治大学 評議員(現在に至る)
平成16年4月 学校法人明治大学 理事
平成20年4月 学校法人江の川学園 理事長(現在に至る)
平成20年6月 株式会社明大サポート 取締役会長(現在に至る)
*合併による商号変更
主な公職：平成12年7月 日本証券業協会 理事
日本証券業協会 自主規制委員会委員長
日本投資者保護基金 理事
平成14年7月 日本証券業協会 副会長
日本証券経済研究所 会長
平成15年7月 日本証券業協会 顧問(現在に至る)
日本証券経済研究所 顧問(現在に至る)

以 上

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において当社が認識したものです。

(1) 株式市場の変動から受ける影響について

当社グループの営業収益のうち株式委託手数料が占める割合は、当連結会計年度27.5%（前連結会計年度31.3%）となっております。このため当社の業績は、株式市場の変動により大きな影響を受ける可能性があります。

(2) 市場リスクについて

市場リスクとは、株価、金利、為替、その他の変動により発生する潜在的なリスクであります。当社のトレーディング業務には市場リスクが存在しており、急激な相場変動により損失を被る可能性があります。

(3) システムリスクについて

システムリスクとは、インターネット取引システムや業務上使用するコンピューターシステムの障害発生に伴い、損失を被るリスクであります。障害の規模によっては、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報漏洩に関するリスクについて

当社が保有する全ての情報を保護対象とする「セキュリティー・ポリシー」を策定する等、情報管理には万全を期しておりますが、万一情報が外部に漏洩した場合には、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法務に関するリスクについて

顧客との取引に関連して、当社が訴訟等の法的手続きの対象となるリスクがあります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況の分析

当連結会計年度のわが国経済は、金融危機から世界経済が回復に向かう中、アジア向けを中心とした輸出が堅調に推移し、設備投資にも下げ止まりの兆しが伺える等、持ち直しの動きが見られました。しかし、東日本大震災の影響により生産活動が大きく低下し景気の先行きへの懸念が深まりました。

株式市場においては、日経平均株価は期初の高値から8月安値まで下落した後に反転、2月には再び年初来高値を意識する水準まで上昇しました。その後、3月の東日本大震災を受けて昨年来安値となる8,227円まで急落したものの、海外投資家の買い等にも支えられ、期末には9,700円台を回復しました。

このような環境の下、当社グループの業績は、個人投資家の株式売買代金低迷の影響等により、対面営業部門・オンライントレード部門ともに株式委託手数料が減収となり、また、定期分配型投信を中心とした投資信託の販売も伸び悩んだことから、連結経常利益は1億41百万円(前連結会計年度比7.8%)となりました。

(株式部門)

当連結会計年度の株式市場は、日経平均株価が期初の4月5日に11,408円まで上昇した後、欧州財政問題の深刻化や世界経済の減速懸念を背景に、9月1日には8,796円まで下落しました。その後も世界の株式市場に対しては出遅れた状況が続きましたが、11月3日の米連邦公開市場委員会(FOMC)が追加金融緩和に踏み切ったことで流れが大きく変わり、世界的な株式市場の上昇と相まって、2月17日の10,891円まで上昇が続きました。しかし、3月11日に発生した東日本大震災とその後の福島原発事故等を受け、3月15日には8,227円まで急落し、円相場も対ドルでの史上最高値を更新する動きとなりました。その後、G7各国による円売り協調介入の合意で急激な円高に歯止めがかかったことや株価急落を受けた海外投資家の買い等にも支えられ、期末には9,700円台を回復しました。

このような状況の中、世界的なインフラ投資ブームの恩恵を享受する企業、アジアを中心とした新興国からの利益貢献の大きいグローバル企業、事業構造改革による業績改善が見込まれる企業等の選別及び情報提供に注力しましたが、個人投資家を中心に売買代金が大きく減少する中、株式営業は苦戦を強いられました。

引受業務につきましては、新規上場社数は、引き続き歴史的な低水準が続きました。一方、既上場企業の公募増資件数は前期並みでしたが、調達資金については大きく減少しました。このような状況の中、未上場企業への幹事参入活動と既上場企業への資本政策提案活動に努め、新規上場企業1社、既上場企業4社の引受を行いました。

この結果、株式受入手数料収入は41億98百万円(同77.4%)、株式等トレーディング損益は64百万円(同30.2%)となりました。

(債券部門)

当連結会計年度の債券市場は、期初1.40%で始まった長期金利(新発10年物国債利回り)が、欧州財政問題の深刻化や世界経済の減速懸念を背景に徐々に低下(債券価格は上昇)し、日銀が追加金融緩和を実施した10月に0.82%と、約7年3ヶ月ぶりの水準まで低下しました。米国が追加金融緩和に踏み切った11月以降は、景気回復期待による世界的な株高を受けて上昇に転じ、2月には1.35%まで上昇しましたが、東日本大震災、福島原発事故等による景気の先行き不透明感から、期末には1.26%に低下しました。

債券発行市場では、普通社債の発行額は9兆5,626億円(同92.9%)と減少する一方、地方債は税収の減少を補うため、発行額は7兆4,821億円(同101.6%)と高水準を維持しました。

このような状況の中、当社の債券売買高は先物・オプション取引を含めて7,999億円(同85.4%)となりました。また、国内の債券引受高は343億円(同104.8%)、募集・売出しの取扱高は378億円(同97.2%)となり、債券受入手数料収入は1億30百万円(91.3%)に留まりました。

一方、豪ドル建世界銀行債の販売高が295億円(同161.7%)に増加したこと等から、債券等トレーディング損益は6億70百万円(同141.8%)となりました。

(投資信託部門)

投資信託部門は、今後の世界経済を牽引すると予想される新興国の株式や債券へ投資するファンドに注力し、残高の増加に努めました。

債券型投信では、ブラジルの国債に投資する「ブラジル・ボンド・オープン(毎月決算型・年2回決算型)」が、今上半期末には2,400億円を超える残高となりました。下期より、さらに当社の投信ポートフォリオの拡充を図るため、新たに米ドル建新興国債券に投資する通貨選択型ファンドの「DWS 通貨選択型エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド」、「PIMCO ニューワールドインカムファンド」の取り扱いを開始しました。

一方、株式型投信では、新興国の中でも特にアジアの高い成長力に注目し、残高の増加に努めました。既存の中国・アジア株式ファンドに加え、アセアンの高い将来性に着目した「東京海上・東南アジア株式ファンド」に取り組みました。

しかしながら、MRFを除いた投資信託の取扱高は2,114億円(同86.9%)に留まり、当期末の残高は6,110億円(同99.2%)となりました。

この結果、募集手数料は51億43百万円(同85.7%)でしたが、一方で代行手数料は、期中平均残高が増加したことに加え、同手数料率が相対的に高い「ブラジル・ボンド・オープン」の残高が増加したことから過去最高の39億86百万円(同110.3%)となり、受益証券受入手数料収入は91億70百万円(同94.9%)となりました。

(オンライントレード部門)

当連結会計年度のオンライントレード部門は、投資信託等取扱商品のコンテンツを拡充、定期的なメール配信、多様な対面及びインターネットによるセミナーの開催等積極的な情報配信を行い、マルチトレードの利用促進に努めました。

また、信用取引の拡大に努めるとともに、新規に口座開設されたお客様の株式手数料優遇措置を継続実施し、顧客層の拡大を図りました。

しかし、個人投資家の売買代金が低水準で推移した影響により、株式委託売買金額は1兆392億円(同79.5%)となりました。

(損益状況)

以上ご報告したような事業活動の結果、当連結会計年度の当社グループの連結業績は、営業収益149億48百万円(同88.9%)、経常利益1億41百万円(同7.8%)、当期純損失92百万円(前連結会計年度は15億6百万円の利益)となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益149億48百万円(前事業年度比88.8%)、経常利益75百万円(同4.3%)、当期純損失1億58百万円(前事業年度は14億84百万円の利益)となりました。

(2) 財政状態の状況の分析

当連結会計年度末の資産合計は756億73百万円(前連結会計年度末比48億68百万円の減少)で、うち流動資産671億55百万円(同36億12百万円の減少)、固定資産85億18百万円(同12億55百万円の減少)となりました。増加の主なものは、募集等払込金21億77百万円の増加、顧客分別金信託16億88百万円の増加であり、減少の主なものは、現金・預金60億4百万円の減少、信用取引資産9億29百万円の減少であります。

一方、負債合計は323億38百万円(同27億19百万円の減少)で、うち流動負債295億70百万円(同22億54百万円の減少)、固定負債26億8百万円(同3億56百万円の減少)、特別法上の準備金1億58百万円(同1億9百万円の減少)となりました。減少の主なものは、信用取引負債9億63百万円の減少、預り金6億41百万円の減少であります。

純資産につきましては、当期純損失の計上や配当金の支払いによりその他利益剰余金が7億21百万円減少したことや、その他有価証券評価差額金4億28百万円の減少等により、期末純資産合計は433億35百万円(同21億48百万円の減少)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フローは37億59百万円の資金の減少(前連結会計年度は33億45百万円の資金の増加)となりました。主な要因は、募集等払込金の増加による21億77百万円の資金の減少、及び顧客分別金信託の増加による16億88百万円の資金の減少であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは73百万円の資金の減少(同4億21百万円の資金の減少)となりました。主な要因は、投資有価証券の売却による23百万円の資金の増加、及び器具・備品等の取得による85百万円の資金の減少であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは21億52百万円の資金の減少(前連結会計年度は3億87百万円の資金の減少)となりました。主な要因は自己株式の取得による9億49百万円の資金の減少、及び配当金の支払いによる7億33百万円の資金の減少であります。

この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度より60億4百万円減少し、202億58百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、老朽化した営業店端末パソコンの更新のほか、ハードディスク装置や通信装置等のシステム更新及び、平成23年9月に予定している次期システム移行のための先行投資等を中心に総額2億92百万円の投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成23年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	(注) 1
		建物	器具備品	土地 (面積㎡)	合計		
本店・分室 (東京都中央区)	営業店舗 本社機構	27	67	—	94	205	賃借
分室(三井ウッディビル他) (東京都江東区)	本社機構	2	381	—	383	32	賃借
会津支店 (福島県会津若松市)	営業店舗	5	1	—	6	27	賃借
新潟支店 (新潟市中央区)	営業店舗	1	1	—	2	20	賃借
高田支店 (新潟県上越市)	営業店舗	63	2	48 (570)	113	28	
今市支店 (栃木県日光市)	営業店舗	0	1	—	2	16	賃借
太田支店 (群馬県太田市)	営業店舗	2	1	—	4	22	賃借
伊勢崎支店 (群馬県伊勢崎市) (注) 2	営業店舗	0	3	—	4	30	賃借
館林支店 (群馬県館林市) (注) 2	営業店舗	—	1	—	1	28	賃借
沼田支店 (群馬県沼田市)	営業店舗	2	3	—	5	17	賃借
秩父支店 (埼玉県秩父市) (注) 2	営業店舗	0	2	—	2	28	賃借
千葉支店 (千葉市中央区)	営業店舗	2	1	—	4	22	賃借
野田支店 (千葉県野田市)	営業店舗	12	3	50 (322)	66	22	
新宿支店 (東京都渋谷区)	営業店舗	2	3	—	5	34	賃借
池袋支店 (東京都豊島区)	営業店舗	2	2	—	5	27	賃借
三ノ輪支店 (東京都台東区)	営業店舗	1	1	—	3	19	賃借
横浜支店 (横浜市中区)	営業店舗	3	3	—	7	28	賃借
高津支店 (川崎市高津区)	営業店舗	1	1	—	3	22	賃借
名古屋支店 (名古屋市中区) (注) 2	営業店舗	2	3	281 (343)	288	39	賃借
一宮支店 (愛知県一宮市)	営業店舗	2	3	—	6	28	賃借
京都支店 (京都市下京区)	営業店舗	1	2	—	4	18	賃借
大阪支店 (大阪市中央区)	営業店舗	3	2	—	5	44	賃借
川西支店 (兵庫県川西市)	営業店舗	1	2	—	4	24	賃借

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	(注) 1
		建物	器具備品	土地 (面積㎡)	合計		
岡山支店 (岡山市北区) (注) 2	営業店舗	0	1	—	2	26	賃借
広島支店 (広島市中区)	営業店舗	1	1	—	3	20	賃借
呉支店 (広島県呉市)	営業店舗	1	1	—	3	31	賃借
北九州支店 (北九州市小倉北区)	営業店舗	0	1	—	2	26	賃借
福岡支店 (福岡市中央区)	営業店舗	3	2	—	5	29	賃借
保養所 (神奈川県足柄下郡箱根町)	保養所	41	0	120 (3,304)	162	—	
その他 (奈良県奈良市他6ヵ所)	その他	3	—	168 (28,490)	172	—	

(注) 1 賃借物件の場合、建物の帳簿価額は造作費を計上しております。

2 丸三土地建物㈱より店舗を賃借しております。

3 当社の報告セグメントは、「投資・金融サービス業」のみであります。

(2) 国内子会社

(平成23年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物	器具備品	土地 (面積㎡)	合計		
丸三土地建物㈱ (注) 1	伊勢崎ビル (群馬県伊勢崎市)	賃貸物件	36	—	28 (349)	64	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1	館林ビル (群馬県館林市)	賃貸物件	39	—	49 (503)	88	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1	秩父ビル (埼玉県秩父市)	賃貸物件	19	—	43 (413)	63	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1、2	名古屋ビル (名古屋市中区)	賃貸物件	178 <63>	0	—	178	—	賃貸
丸三土地建物㈱ (注) 1	岡山ビル (岡山市北区)	賃貸物件	11	—	724 (359)	735	—	賃貸

(注) 1 丸三証券㈱へ賃貸しております。

2 <内書>は、連結会社以外への賃貸設備であります。

3 当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」のみであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	71,398,262	71,398,262	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	71,398,262	71,398,262	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	128(注)1	128(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権 の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	128,000	128,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 767(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分 は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権 の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
 4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。
 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月27日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	695(注)1	695(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,500	69,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,699(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から 平成28年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
 4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。
 ③ その他の条件は、株主総会決議及び本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
 5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成19年7月13日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	580(注)1	580(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	5	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000	58,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,387(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成20年7月28日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,080(注)1	2,080(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	20	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208,000	208,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 699(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月29日から 平成30年7月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成21年7月15日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,740(注)1	2,740(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	40	50
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	274,000	274,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 654(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月16日から 平成31年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成22年7月14日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,990(注)1	2,990(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	10	40
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	299,000	299,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 564(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月15日から 平成32年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
新株予約権の取得の条件	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。
② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。
③ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年8月10日 (注) 1	—	75,282	—	10,000	△2,999	590
平成22年9月27日 (注) 2	△2,834	72,448	—	10,000	—	590
平成23年2月23日 (注) 2	△1,050	71,398	—	10,000	—	590

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	49	28	229	86	9	26,577	26,979	—
所有株式数 (単元)	45	202,357	3,872	86,931	106,681	25	312,910	712,821	116,162
所有株式数 の割合(%)	0.01	28.39	0.54	12.20	14.96	0.00	43.90	100.00	—

(注) 1 自己株式1,040,355株は「個人その他」の欄に10,403単元、「単元未満株式の状況」の欄に55株含まれております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の特別口座に記載された株式が、それぞれ37単元及び25株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	5,811	8.14
財団法人長尾自然環境財団	東京都台東区下谷三丁目10番10号	4,746	6.65
ビービーエイチ フォー バリア ブル インシユランス プロダク ツ エフデュースリー エムアイ ディー キャツプ ポート (常任代理人)株式会社三菱東京U F J銀行	82 DEVONSHIRE STREET BOSTON MA 02019 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	2,856	4.00
シービーエヌワイ ナショナル フ ァイナンシャルサービシス エル エルシー (常任代理人)シティバンク銀行株 式会社	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTRY, DELAWARE 19801 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	2,398	3.36
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人)日本マスタートラス ト信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	2,355	3.30
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人)資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,540	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,499	2.10
シービーエヌワイフィデリティ アドバイザーシリーズ1 ミッドキャ ップ2ファンド (常任代理人)シティバンク銀行株 式会社	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,177	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,080	1.51
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,012	1.42
計	—	24,479	34.29

- (注) 1 当社は自己株式1,040,355株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.46%)を所有しておりますが、当社は当該株式について議決権を有しないため、上記には記載しておりません。
- 2 当社はフィデリティ投信株式会社から、平成21年2月19日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年2月13日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
- なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
エフエムアール エルエルシー	82 DEVONSHIRE STREET BOSTON MA 02109, U. S. A	6,784	9.01

- 3 当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成22年11月30日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年11月22日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。
- なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,235	4.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	932	1.29
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	143	0.20

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,040,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,241,800	702,418	—
単元未満株式	普通株式 116,162	—	—
発行済株式総数	71,398,262	—	—
総株主の議決権	—	702,418	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式55株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の特別口座に記載された株式が、3,700株(議決権37個)及び25株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目5番2号	1,040,300	—	1,040,300	1.46
計	—	1,040,300	—	1,040,300	1.46

(9) 【ストックオプション制度の内容】

イ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 執行役員2名 従業員(新入社員を除く)108名 当社子会社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ロ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員(新入社員を除く)107名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の取得の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ハ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成19年7月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年7月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名 従業員(新入社員を除く)127名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の取得の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ニ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成20年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数	従業員(新入社員を除く)168名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の取得の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ホ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成21年7月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 従業員(新入社員を除く)152名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の取得の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

ヘ 会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成22年7月14日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名 従業員(新入社員を除く)150名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の取得の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年7月29日)での決議状況 (取得期間 平成22年7月30日)	1,200,000	591,600,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	493,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	200,000	98,600,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	16.67	16.67
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	16.67	16.67

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年11月15日)での決議状況 (取得期間 平成22年11月16日)	1,200,000	546,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	455,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	200,000	91,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	16.67	16.67
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	16.67	16.67

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,650	1,389,729
当期間における取得自己株式	162	59,605

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	3,884,678	2,301,683,434	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求)	561	275,123	—	—
保有自己株式数	1,040,355	—	1,040,517	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、売渡し及びストックオプションの権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当につきましては、内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとす所存であります。配当性向につきましては、一定の経営成績(連結経常利益)が得られた場合に、それに相当する税金負担を控除した残額を分母として、連結配当性向30%以上の配当を行う方針です。

当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会において定款を変更し、中間配当制度を導入しております。配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。

当連結会計年度は1株当たり2円50銭の中間配当(普通配当)を実施しました。また、平成23年3月31日を基準日とする1株当たり2円50銭の期末配当(普通配当)の実施を平成23年6月開催の当社第91期定時株主総会に付議し、可決・承認されました。

また、内部留保資金につきましては、引き続き顧客サービス向上のためのシステム投資や、顧客への信用取引貸付資金等に充当することとし、内外金融機関との競争激化や、証券ビジネスの変革に対処し、確固たる経営基盤を構築してまいりたいと存じます。

次期の配当につきましても、引き続き企業努力を行うことで、株主の皆様のご支援・ご期待にお応えできるよう努力してまいります。

なお、当社の剰余金配当の決定機関は、中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年9月15日 取締役会決議	178	2.5
平成23年6月28日 定時株主総会決議	175	2.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	1,958	1,639	836	678	594
最低(円)	1,205	532	367	463	298

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	469	490	534	514	495	477
最低(円)	408	397	473	450	456	298

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		長尾 榮次郎	昭和20年2月12日生	昭和43年4月 山一証券株式会社入社 昭和46年6月 丸三証券株式会社入社 昭和49年11月 当社取締役就任 昭和53年12月 当社代表取締役専務就任 昭和61年5月 当社代表取締役副社長就任 平成元年12月 当社代表取締役社長就任 平成22年2月 当社取締役会長就任 平成23年6月 当社代表取締役会長就任(現)	(注) 3	218
代表取締役 社長		平本 公秀	昭和29年1月30日生	昭和53年4月 株式会社日本債券信用銀行入行 平成8年6月 同行インベストメントバンク統括 グループ証券企画室長 平成11年7月 同行マーケット企画部長 平成12年6月 同行新宿支店長 平成13年12月 株式会社あおぞらカード社長 平成17年4月 株式会社あおぞら銀行リテール営 業推進部長 平成18年4月 同行リテール商品企画部長 平成21年2月 丸三証券株式会社監理本部長補佐 就任 平成21年4月 当社監理本部長就任 平成21年6月 当社代表取締役副社長就任 平成21年6月 当社内部管理統括責任者、監理本 部長委嘱 平成22年2月 当社代表取締役社長就任(現)	(注) 4	5
代表取締役 副社長	営業本部・法 人本部・引受 本部・債券 部・通信販売 部管掌、投資 信託部担当	小林 守	昭和29年8月15日生	昭和54年4月 丸三証券株式会社入社 平成10年8月 当社投資信託部長 平成12年2月 当社通信販売部長 平成12年6月 当社取締役就任 平成15年3月 当社本店営業部長委嘱 平成15年6月 当社執行役員就任 平成16年5月 当社営業本部長、証券貯蓄部長・ 投資信託部長委嘱 平成17年5月 当社営業本部長、証券貯蓄部長・ 投資営業部長・投資信託部長委嘱 平成20年6月 当社取締役就任 平成20年6月 当社常務執行役員就任 平成20年6月 当社大阪支店長委嘱 平成21年4月 当社営業本部長、証券貯蓄部長・ 投資営業部長・投資信託部長委嘱 平成22年2月 当社専務執行役員就任 平成22年2月 当社営業本部長、投資信託部担 当、証券貯蓄部長・投資営業部長 委嘱 平成22年12月 当社代表取締役副社長就任(現) 平成23年2月 当社営業本部・法人本部・引受本 部・債券部・通信販売部管掌、投 資信託部担当(現)	(注) 3	23
取締役		西澤 益男	昭和16年11月22日生	昭和35年4月 大和証券株式会社入社 昭和60年4月 同社秘書室部長 昭和62年4月 同社転換社債部長 平成元年5月 同社営業副本部長 平成元年6月 同社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 平成7年6月 大和証券投資信託委託株式会社専 務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 丸三証券株式会社取締役就任(現)	(注) 4	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	人事部・総務部・労務担当、企画部長	高橋 耕 司	昭和30年5月7日生	昭和53年4月 平成14年4月 平成16年4月 平成19年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年2月	株式会社日本興業銀行入行 株式会社みずほコーポレート銀行 管理部次長 同行仙台営業部長 丸三証券株式会社取締役就任(現) 当社常務執行役員就任(現) 当社企画部管掌、人事部・総務部・秘書室・労務担当委嘱 当社人事部・総務部・労務担当、 企画部長委嘱(現)	(注)4	2
取締役	内部管理統括責任者、監理本部長	西村 敏 彦	昭和34年10月11日生	昭和57年4月 平成13年12月 平成17年1月 平成17年5月 平成18年6月 平成21年11月 平成23年2月 平成23年4月 平成23年6月 平成23年6月	株式会社日本債券信用銀行入行 株式会社あおぞらカード取締役 株式会社あおぞら銀行インターネ ット事業部担当部長 アビックス株式会社入社 同社取締役 丸三証券株式会社入社 当社監理本部副本部長 当社執行役員就任(現) 当社監理本部副本部長委嘱 当社取締役就任(現) 当社内部管理統括責任者、監理本 部長委嘱(現)	(注)4	—
監査役 常勤		中久保 慎 一	昭和26年10月27日生	昭和50年4月 平成7年5月 平成11年2月 平成14年5月 平成15年6月	三菱信託銀行株式会社入社 同社投資顧問部ファンドマネー ジャーグループ主任ファンドマネー ジャー 米国三菱信託銀行株式会社取締役 社長 三菱信託銀行株式会社資産管理部 副部長 丸三証券株式会社監査役就任(現)	(注)7	2
監査役 常勤		片桐 正 雄	昭和25年1月29日生	昭和49年4月 平成7年3月 平成11年3月 平成13年3月 平成14年3月 平成17年6月	日本生命保険相互会社入社 同社融資業務部財務業務グループ 担当課長 同社東日本財務部次長 同社北海道総合法人部次長 同社財務検査室長 丸三証券株式会社監査役就任(現)	(注)6	—
監査役 常勤		小久保 恒 哉	昭和21年4月5日生	昭和44年4月 平成2年2月 平成4年6月 平成5年6月 平成9年3月 平成15年6月 平成18年6月 平成19年6月	丸三証券株式会社入社 当社株式部長 当社本店営業部長 当社取締役本店営業部長 当社取締役労務担当、人事部長兼 総務部長 当社執行役員人事部・労務担当、 総務部長 当社参与 当社監査役就任(現)	(注)7	2
監査役		築地原 和 夫	昭和14年1月5日生	昭和36年3月 昭和58年8月 昭和61年12月 平成3年5月 平成13年6月 平成16年6月	丸三証券株式会社入社 当社大阪支店長 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社監査役就任(現)	(注)5	14
計							276

- (注) 1 取締役西澤益男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役中久保慎一、片桐正雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 当該取締役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4 当該取締役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5 当該監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6 当該監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 7 当該監査役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 8 取締役高橋耕司は常務執行役員を兼務しております。
 9 取締役西村敏彦は執行役員を兼務しております。
 10 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
補欠監査役		森 勇	昭和23年2月23日	昭和54年3月 平成元年4月 平成11年2月 平成16年4月	日本大学大学院法学研究科博士後期課程修了 獨協大学法学部教授 弁護士登録(東京弁護士会所属)(現) 中央大学大学院法務研究科(法科大学院)教授(現)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

当社では、コーポレートガバナンスを強化する観点から、また、取締役数を少数化することにより、取締役会は経営戦略についての十分な議論と迅速且つ的確な意思決定を行い、執行役員は各担当部門における業務遂行に専念することで、業務執行機能を強化し、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を採用しております。

提出日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

役名	氏名	職名
常務執行役員	高 橋 耕 司	人事部・総務部・労務担当、企画部長
常務執行役員	山 崎 昇	財務部長・証券管理部長
常務執行役員	小 祝 寿 彦	エクイティ本部長、ディーリング部担当、エクイティ部長
執行役員	原 田 哲 也	調査部長
執行役員	當 麻 多才治	通信販売部長
執行役員	山 崎 弘 義	大阪支店長
執行役員	大 庭 智	名古屋支店長、法人部長
執行役員	河 口 孝 明	法人本部長、債券部長
執行役員	浜 野 邦 彦	引受本部長
執行役員	大 野 智 久	営業本部長、証券貯蓄部長・投資営業部長
執行役員	西 村 敏 彦	内部管理統括責任者、監理本部長

(注) 常務執行役員高橋耕司及び執行役員西村敏彦は、それぞれ取締役を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員、社会という関連当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤追求活動を行うことを最重要課題として位置付けております。そのため、業務執行の監視機能を担う取締役会の活性化を図るとともに、経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、チェック機能の強化に努めております。

会社の機関の内容

当社は平成15年6月より執行役員制度を導入するとともに、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を招聘しました。全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させました。これにより、意思決定の透明性確保と迅速化を一段と進めるとともに、取締役会の監督機能の強化を図りました。

提出日現在、取締役会は会長、社長を含む取締役5名、社外取締役1名の合計6名となっており、経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項を決議するとともに、経営の基本方針並びに経営上の重要な事項を決定し、経営全般の監督を行っております。

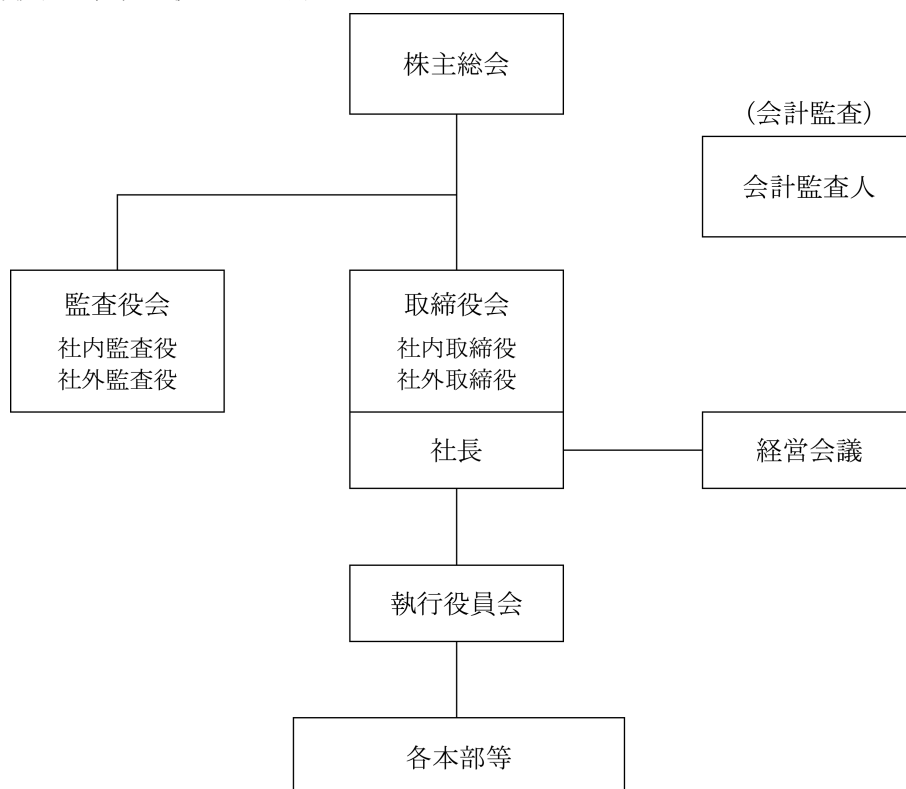
その他の重要な会議体としては、経営会議、執行役員会を定例で開催しております。

経営会議(月1回開催)は、役付取締役及び社長の指名する者をもって構成し、経営の基本方針、経営管理の執行方針、取締役会に付議すべき事項等を審議しております。

執行役員会(月1回開催)は、取締役及び執行役員が業務執行状況の報告を行っております。なお、執行役員(11名)は、会社の方針・戦略に基づき担当部門の責任者として、業務執行にあっております。

また、当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役4名のうち2名が社外監査役であり、取締役の業務執行の監査を行っております。

(業務執行・経営監視のしくみ)



② 現状の体制を採用する理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の観点から、従来より、イ．執行役員制度の導入により意思決定の迅速化を図る、ロ．社外取締役、監査役が取締役会、経営会議、執行役員会をはじめ社内の重要な会議に出席し業務執行を監視・監督する、ハ．内部監査部門と監査役との緊密な連携を図る、等により業務執行の監視・監督体制の強化を図り、ガバナンス体制の改善に努めてまいりました。

今後も経営に対するモニタリング機能の強化と、ガバナンス体制の一層の強化に取り組んでまいります。

③ その他企業統治に関する事項

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条の定めに基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記のとおり基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法且つ効率的な業務体制を確保するものとしております。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- a 役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、且つ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、全役職員に周知徹底する。
- b 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- c 監理本部内部監査部は、内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、社外取締役及び監査役へ報告する。
- d 代表取締役、社外取締役、監査役等に直接報告できる通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内の不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- e 市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言している。
- f 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、社内規程に基づき適切に管理保存する。

ハ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、代表取締役にその管理状況を報告する。
- b 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」及び「プライバシーポリシー」を宣言し、監理本部は「個人情報保護に関する基本規程」を作成して、社内各部署に配置された情報セキュリティ管理者を統括し、情報漏えいの未然防止に努める。

- c システム障害のリスクについてはシステム部において「コンピューターシステムに係るコンティンジェンシープラン」を作成し、障害の未然防止、障害発生時の影響の極小化、障害からの迅速な復旧に努める。
 - d 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
 - e 各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
 - f 監理本部は、各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。
- ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 執行役員制度を採用し、取締役会の簡素化と業務執行の責任の明確化を図る。
 - b 取締役は、業務執行状況の報告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。
 - c ストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の強化を図る。
- ホ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社グループの業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。
- ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ト 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- チ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査役会に報告する。
 - b 内部監査の結果については、監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
 - c 執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ社内の重要な会議に、監査役が出席できる体制を確保する。
- リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 代表取締役は、全役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
 - b 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題等についての意見交換に努めるものとする。
 - c 内部監査部門は、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努める。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しております。この基本方針に則り、組織的な対応を推進するための統括部署を定め、反社会的勢力関連情報

の収集・管理の一元化を行うとともに、警察や弁護士等外部専門機関との連携も図っております。

また、規定やマニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

④ 内部監査及び監査役監査

当社では、役職員一人ひとりが法令諸規則等を遵守し、適切な判断と行動ができるように、社内規程等の整備を図り、適法・適切な業務執行のための体制を整備するとともに、業務運営が法令諸規則や社内規程を遵守して適切に行われているか、業務を運営する上での様々なリスクに対するコントロールが適正に機能する体制となっているかを監督、検査、報告するため、内部監査を実施しております。

内部監査部門は、内部監査報告会等で定期的に内部監査の結果を監査役へ報告しており、また監査役に内部監査部門の各種会議に出席してもらう等、監査役との緊密な連携を図り、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努めております。

また、会計監査人との間でも、内部統制評価に関わる年度の監査計画の打ち合わせ、及びその後も間断なく意見交換を行い、緊密な連携を保ちながら監査を進めております。

内部監査に関わる人員は7名であります。

監査役(4名)は、監査の方針・計画、監査業務の分担等を立案、内部監査部門、監査役相互の連携を図りながら、監査役監査規則に則って、取締役の業務執行の監査を行っております。

監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、内部監査報告会をはじめ社内の重要な会議に出席しております。

さらに、会計監査人から会計監査の年度計画の説明を受け、その実施状況を適宜確認するほか、監査の立会いを交え、検証を行っております。

監査の結果については、適宜取締役との間で協議を行う等、経営の監視を間断なく進めております。

また内部統制推進室は、これら監査に先立ち、財務報告に係る部署が自らの業務を点検する「自己点検」を年1回以上実施することを推進し、財務報告に関する業務において内部統制の向上を図っております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役1名及び社外監査役2名と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、証券経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会以外にも経営会議、執行役員会、内部監査報告会をはじめ社内の重要な会議に出席し、必要な発言を行っている他、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)に係る特別委員会の委員、取締役会の諮問機関である執行役員の報酬委員会の委員長を務めております。

社外監査役2名は上記④に記載のほか、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。

社外取締役については、証券会社に長年勤務し証券業の実務・現場に精通するとともに、経営者と

しての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役会の意思決定及び業務執行の監督等に貢献していただくため、また、社外監査役については、大手金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくために選任しております。

⑥ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	120	103	16	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	13	13	—	—	—	2
社外役員	39	39	—	—	—	3

- (注) 1 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役3名に支払った使用人分給与67百万円は含まれておりません。
- 2 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額には、平成22年12月20日付で辞任した取締役 水野善四郎氏の報酬(平成22年4月1日から平成22年12月20日に係る額)が含まれております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。

⑦ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

銘柄数 190銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 4,782百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
日本電波工業株式会社	651,300	1,271	取引関係の維持・強化
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	1,563,350	766	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化
東京応化工業株式会社	204,800	355	取引関係の維持・強化
朝日印刷株式会社	136,000	204	取引関係の維持・強化
株式会社日本製鋼所	174,000	186	取引関係の維持・強化
株式会社東陽テクニカ	226,800	186	取引関係の維持・強化
株式会社フジミイン コーポレーテッド	80,000	132	取引関係の維持・強化
日本証券金融株式会社	169,000	116	証券業の運営の円滑化
エーザイ株式会社	31,000	103	取引関係の維持・強化
サンワテクノス株式会社	201,960	98	取引関係の維持・強化

(注) サンワテクノス株式会社は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、上位10銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
日本電波工業株式会社	651,300	857	取引関係の維持・強化
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	1,563,350	600	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化
東京応化工業株式会社	204,800	351	取引関係の維持・強化
朝日印刷株式会社	136,000	248	取引関係の維持・強化
株式会社東陽テクニカ	226,800	174	取引関係の維持・強化
サンワテクノ株式会社	201,960	145	取引関係の維持・強化
都築電気株式会社	192,000	144	取引関係の維持・強化
株式会社日本製鋼所	174,000	113	取引関係の維持・強化
日本証券金融株式会社	169,000	92	証券業の運営の円滑化
エーザイ株式会社	31,000	92	取引関係の維持・強化
株式会社フジミインコーポ レーテッド	80,000	92	取引関係の維持・強化
ヤマトインターナショナル 株式会社	225,000	85	取引関係の維持・強化
株式会社みちのく銀行	500,000	79	取引関係の維持・強化
情報技術開発株式会社	100,000	73	取引関係の維持・強化
栗田工業株式会社	29,000	71	取引関係の維持・強化
日清食品ホールディングス 株式会社	24,000	70	取引関係の維持・強化
株式会社ミツバ	88,000	60	取引関係の維持・強化
株式会社第三銀行	264,000	56	取引関係の維持・強化
株式会社北越銀行	285,000	54	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化
株式会社佐賀銀行	161,000	37	取引関係の維持・強化
株式会社宮崎銀行	180,000	35	取引関係の維持・強化
丸全昭和運輸株式会社	110,000	32	取引関係の維持・強化
高砂香料株式会社	70,000	31	取引関係の維持・強化
アフラック・ インコーポレーテッド	7,200	30	取引関係の維持・強化
古林紙工株式会社	257,000	30	取引関係の維持・強化
フィデアホールディングス 株式会社	121,463	28	取引関係の維持・強化
岩井コスモ ホールディングス株式会社	60,500	28	証券業の運営の円滑化
株式会社八千代銀行	10,000	28	取引関係の維持・強化
平和不動産株式会社	145,500	27	取引関係の維持・強化
株式会社みずほ フィナンシャルグループ	198,000	27	取引金融機関との関係強化及び株式の安定化

(注) 日本証券金融株式会社、エーザイ株式会社、株式会社フジミインコーポレーテッド、ヤマトインターナショナル株式会社、株式会社みちのく銀行、情報技術開発株式会社、栗田工業株式会社、日清食品ホールディングス株式会社、株式会社ミツバ、株式会社第三銀行、株式会社北越銀行、株式会社佐賀銀行、株式会社宮崎銀行、丸全昭和運輸株式会社、高砂香料株式会社、アフラック・インコーポレーテッド、古林紙工株式会社、フィデアホールディングス株式会社、岩井コスモホールディングス株式会社、株式会社八千代銀行、平和不動産株式会社及び株式会社みずほフィナンシャルグループは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、上位30銘柄について記載しております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑧ 会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツとの間で会社法監査及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)について業務を執行した公認会計士は西岡雅信氏、陸田雅彦氏の2名であります。また、業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他の監査従事者5名となっております。

⑨ 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの実施状況

平成18年5月の取締役会において、内部統制システムの構築について、会社法の定めに従い9項目にわたる決議を行いました。さらにその後の環境変化を踏まえ、平成19年3月、平成21年3月開催の取締役会において、同決議の一部改正を行いました。

また、金融商品取引法に定める「内部統制報告書制度」への対応のため、平成19年2月の取締役会では体制整備を目的として、「財務報告に係る内部統制推進プラン」を採択し、平成20年5月の取締役会では、財務報告に係る内部統制の運用、評価に関する基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制の基本方針」を採択しました。

⑩ 取締役の員数についての定款変更

当社は、平成18年6月27日開催の定時株主総会において、取締役の員数を1名増員し、6名以内から7名以内とする定款変更を行っております。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来ることとした場合、その事項及びその理由
自己株式取得の取締役会への授権

機動的な資本政策を実現するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

取締役会決議による剰余金の配当(中間配当制度)

株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当制度)を導入し、中間配当基準日を毎年9月30日と定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う旨、及び取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑬ 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行う旨を定款で定めておりましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、この条文を削除し、新たに会社法の定める決議要件に従うことを付議し、可決・承認されました。

⑭ 株主総会の特別決議要件を変更した場合、その内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議の要件を、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行う旨を定款で定めております。これは株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	—	40	—
連結子会社	—	—	—	—
計	40	—	40	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、監査日数等を考慮し、適切な報酬額を決定しております。

7 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	委託手数料	5,253	26	39	—	5,319
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	111	91	—	—	203
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	7	18	6,004	—	6,030
	その他の受入手数料	52	5	3,614	24	3,697
	計	5,425	142	9,658	24	15,250
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	委託手数料	4,117	16	38	0	4,172
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	22	95	—	—	118
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	3	10	5,143	—	5,158
	その他の受入手数料	55	7	3,987	30	4,081
	計	4,198	130	9,170	31	13,530

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	230	0	230	64	△0	64
債券等・その他のトレーディング損益	722	4	727	805	△12	792
債券等トレーディング損益	470	3	473	682	△12	670
その他のトレーディング損益	252	1	253	122	△0	121
計	953	4	957	870	△12	857

(3) 自己資本規制比率

		前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	(A)	42,634	41,172
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	1,394	1,008
	金融商品取引責任準備金	268	158
	一般貸倒引当金	37	42
	計 (B)	1,700	1,209
控除資産	(C)	4,021	3,466
固定化されていない 自己資本の額	(A) + (B) - (C) (D)	40,312	38,915
リスク相当額	市場リスク相当額	1,056	919
	取引先リスク相当額	623	603
	基礎的リスク相当額	3,588	3,684
	計 (E)	5,268	5,208
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	765.1%	747.2%

(注) 上記の自己資本規制比率は決算数値を基に算出しております。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

① 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりであります。

イ 株式

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	1,904,497	530,208	2,434,706
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	1,498,392	600,576	2,098,968

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	25,368	875,964	901,332
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	18,164	752,695	770,859

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	14,879	123,753	138,633
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	13,320	140,508	153,828

ニ その他

期別	新株予約権証 書(新株予約権 証券を含む) (百万円)	外国新株 予約権証券 (百万円)	コマーシャル ・ペーパー (百万円)	外国証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	—	—	—	—	—	—
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	1	—	—	—	—	1

(受託取引の状況)

上記のうち、受託取引の状況は次の通りであります。

期別	新株予約権証書(新株予約権証券を含む) (百万円)	外国新株予約権証券 (百万円)	コマーシャル・ペーパー (百万円)	外国証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	—	—	—	—	—	—
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	1	—	—	—	—	1

② 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりであります。

イ 株式に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	—	557,979	—	446,450	1,004,430
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	—	533,705	—	243,162	776,867

ロ 債券に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	35,361	—	—	—	35,361
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	29,081	—	—	—	29,081

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

最近2事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は、次のとおりであります。

イ 株式

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	3,315	3,396	—	—	306	—	—
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	603	633	—	—	169	—	—

ロ 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	28,580	—	—	29,178	—	—	—
	特殊債	—	—	—	4,800	—	—	—
	社債	4,220	—	—	5,020	—	—	—
	計	32,800	—	—	38,998	—	—	—
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	29,520	—	—	29,748	—	—	—
	特殊債	—	—	—	3,300	—	—	—
	社債	4,840	—	—	4,840	—	—	—
	計	34,360	—	—	37,888	—	—	—

ハ 受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (百万円)
前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	—	—	—	618,201	—	—	—
当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	—	—	—	566,113	—	—	—

ニ その他

該当ありません。

(6) その他の業務の状況

最近2事業年度におけるその他の業務の状況は、次のとおりであります。

① 有価証券の保護預り業務

区分	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
	国内有価証券	外国有価証券	国内有価証券	外国有価証券
株式(千株)	1,511,751	10,844	1,460,068	10,489
債券(百万円)	67,443	40,565	60,786	59,090
受益証券 追加型	単位型(百万口)	1,249	663	14,524
	株式(百万口)	589,783	609,261	
	債券(百万口)	95,187	97,476	

② 有価証券の貸借の媒介、取次又は代理業務

期別	顧客に斡旋した融資額とこれにより顧客が買付けている株数		顧客に斡旋した貸株とこれにより顧客が売付けている代金	
	金額(百万円)	株数(千株)	株数(千株)	金額(百万円)
前事業年度(平成22年3月31日)	17,674	31,572	5,039	2,976
当事業年度(平成23年3月31日)	17,111	34,189	2,981	1,971

③ 公社債元利金支払の代理業務

期別	取扱額(百万円)
前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)	16,045
当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)	11,552

④ 証券投資信託受益証券の収益金・償還金及び一部解約金支払の代理業務

期別	取扱額(百万円)
前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)	562,889
当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)	559,173

(注) 外国証券投資信託の取扱額は上記の取扱額には含まれておりません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同団体の発行する会計専門書の定期購読を行っているほか、監査法人等が主催する研修会へも積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	26,262	20,258
預託金	17,040	18,729
顧客分別金信託	16,938	18,627
その他の預託金	101	101
トレーディング商品	5,152	4,629
商品有価証券等	※4 5,150	※4 4,628
デリバティブ取引	1	1
信用取引資産	18,510	17,581
信用取引貸付金	※3 17,674	※3 17,111
信用取引借証券担保金	835	469
立替金	34	32
募集等払込金	2,895	5,073
短期貸付金	2,800	2,799
未収収益	1,001	1,004
その他の有価証券	70	69
繰延税金資産	1	2
その他の流動資産	117	101
貸倒引当金	△3,119	△3,124
流動資産計	70,768	67,155
固定資産		
有形固定資産	※1, ※2 2,615	※1, ※2 2,508
建物	534	483
器具備品	563	509
土地	1,517	1,515
無形固定資産	416	216
ソフトウェア	397	198
電話加入権	18	18
投資その他の資産	6,742	5,793
投資有価証券	※2 5,692	※2 4,948
長期貸付金	0	0
長期差入保証金	817	640
長期前払費用	15	15
その他	216	188
固定資産計	9,774	8,518
資産合計	80,542	75,673

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
約定見返勘定	2,927	2,521
信用取引負債	3,709	2,745
信用取引借入金	※2 732	※2 773
信用取引貸証券受入金	2,976	1,971
預り金	10,445	9,804
受入保証金	9,227	9,099
短期借入金	※2 3,970	※2 3,500
未払法人税等	118	101
賞与引当金	833	801
役員賞与引当金	20	—
その他の流動負債	574	998
流動負債計	31,825	29,570
固定負債		
繰延税金負債	1,011	811
退職給付引当金	1,487	1,448
長期未払金	226	161
その他の固定負債	238	186
固定負債計	2,964	2,608
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※6 268	※6 158
特別法上の準備金計	268	158
負債合計	35,058	32,338
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	3,693	1,391
利益剰余金	32,297	31,484
自己株式	△1,911	△559
株主資本合計	44,079	42,317
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,264	836
その他の包括利益累計額合計	1,264	836
新株予約権	139	181
純資産合計	45,484	43,335
負債・純資産合計	80,542	75,673

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
受入手数料	15,250	13,530
委託手数料	5,319	4,172
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	203	118
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6,030	5,158
その他の受入手数料	3,697	4,081
トレーディング損益	942	857
金融収益	616	561
営業収益計	16,809	14,948
金融費用	179	130
純営業収益	16,630	14,818
販売費・一般管理費		
取引関係費	1,573	1,518
人件費	※1 8,543	※1 8,478
不動産関係費	2,032	1,993
事務費	1,224	1,380
減価償却費	529	※6 543
租税公課	143	125
貸倒引当金繰入額	5	5
その他	989	927
販売費・一般管理費計	15,042	14,972
営業利益又は営業損失(△)	1,587	△153
営業外収益	※2 277	※2 315
営業外費用	※3 56	※3 20
経常利益	1,808	141
特別利益		
投資有価証券売却益	2	6
金融商品取引責任準備金戻入	90	109
自己新株予約権消却益	11	21
特別利益計	103	137
特別損失		
固定資産臨時償却費	—	※6 65
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	146
有価証券評価減	238	89
固定資産売却損	※4 109	※4 4
投資有価証券売却損	—	1
減損損失	※5 0	※5 2
特別損失計	349	309

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31日)
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	1,563	△30
法人税、住民税及び事業税	60	66
法人税等調整額	△4	△4
法人税等合計	56	61
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△92
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,506	△92

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	—	△92
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△428
その他の包括利益合計	—	※2 △428
包括利益	—	※1 △520
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	△520
少数株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
前期末残高	3,693	3,693
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	—	△2,301
当期変動額合計	△0	△2,301
当期末残高	3,693	1,391
利益剰余金		
前期末残高	31,152	32,297
当期変動額		
剰余金の配当	△361	△721
当期純利益又は当期純損失(△)	1,506	△92
当期変動額合計	1,145	△813
当期末残高	32,297	31,484
自己株式		
前期末残高	△1,910	△1,911
当期変動額		
自己株式の取得	△2	△949
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	2,301
当期変動額合計	△1	1,352
当期末残高	△1,911	△559
株主資本合計		
前期末残高	42,936	44,079
当期変動額		
剰余金の配当	△361	△721
当期純利益又は当期純損失(△)	1,506	△92
自己株式の取得	△2	△949
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	1,143	△1,762
当期末残高	44,079	42,317

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	675	1,264
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	588	△428
当期変動額合計	588	△428
当期末残高	1,264	836
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	675	1,264
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	588	△428
当期変動額合計	588	△428
当期末残高	1,264	836
新株予約権		
前期末残高	84	139
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	55	42
当期変動額合計	55	42
当期末残高	139	181
純資産合計		
前期末残高	43,696	45,484
当期変動額		
剰余金の配当	△361	△721
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,506	△92
自己株式の取得	△2	△949
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	644	△386
当期変動額合計	1,787	△2,148
当期末残高	45,484	43,335

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	1,563	△30
減価償却費	529	543
固定資産臨時償却費	—	65
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	149
貸倒引当金の増減額(△は減少)	5	5
退職給付引当金の増減額(△は減少)	85	△38
賞与引当金の増減額(△は減少)	272	△31
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	20	△20
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	△90	△109
減損損失	0	2
有価証券評価損益(△は益)	4	1
投資有価証券評価損益(△は益)	286	105
固定資産売却損益(△は益)	109	4
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	△2	△5
受取利息及び受取配当金	△773	△723
支払利息	179	130
顧客分別金信託の増減額(△は増加)	△999	△1,688
貸付金の増減額(△は増加)	9,001	1
立替金及び預り金の増減額	1,143	△639
トレーディング商品の増減額	△114	116
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	△6,335	△34
受入保証金の増減額(△は減少)	△1,052	△127
募集等払込金の増減額(△は増加)	△972	△2,177
その他	△28	206
小計	2,834	△4,295
利息及び配当金の受取額	771	744
利息の支払額	△191	△130
法人税等の支払額	△69	△77
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,345	△3,759
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	4	23
有形及び無形固定資産の取得による支出	△414	△85
その他	△11	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△421	△73
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△470
自己株式の取得による支出	△2	△949
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△385	△733
財務活動によるキャッシュ・フロー	△387	△2,152
現金及び現金同等物に係る換算差額	111	△20
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,647	△6,004
現金及び現金同等物の期首残高	23,614	26,262
現金及び現金同等物の期末残高	26,262	20,258

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	子会社4社は、すべて連結しております。 連結子会社名 丸三土地建物株式会社 丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社 株式会社エムエスシー	同左
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 当社におけるトレーディング商品に属する有価証券並びに連結子会社のトレーディングに関する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。</p> <p>(2) トレーディングの目的と範囲 トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。 取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。</p> <p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 その他有価証券 イ 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。) ロ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 当社及び国内連結子会社においては、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物8年～47年、器具備品4年～8年であります。</p>	<p>(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) トレーディングの目的と範囲 同左</p> <p>(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法 その他有価証券 イ 時価のあるもの 同左</p> <p>ロ 時価のないもの 同左</p> <p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>②無形固定資産及び長期前払費用 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(5) 重要な引当金及び準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>③役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(635百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。</p>	<p>②無形固定資産及び長期前払費用 同左</p> <p>(5) 重要な引当金及び準備金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③役員賞与引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 同左</p> <p>⑤金融商品取引責任準備金 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>—</p> <p>(7) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。</p>	<p>(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の預入れ期間が3ヶ月を超えない預金等からなっております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。	—
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の預入れ期間が3ヶ月を超えない預金等からなっております。	—

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失は3百万円増加、経常利益は3百万円減少しており、税金等調整前当期純損失は、149百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p style="text-align: center;">—</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1 従来、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産売却損益」に含めて表示しておりました「減損損失」につきましては、内容をより明確にするため、当連結会計年度より「固定資産売却損益」、「減損損失」に区分掲記しております。前連結会計年度の「固定資産売却損益」、「減損損失」はそれぞれ16百万円、1百万円であります。</p> <p>2 従来、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券売却及び評価損益」として表示しておりましたが、内容をより明確にするため、当連結会計年度より「有価証券評価損益」、「投資有価証券評価損益」、「有価証券及び投資有価証券売却損益」及び「その他」に区分掲記しております。前連結会計年度の「有価証券評価損益」、「投資有価証券評価損益」、「有価証券及び投資有価証券売却損益」及び「その他」はそれぞれ31百万円、271百万円、△53百万円、1百万円であります。</p> <p>3 従来、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産の取得による支出」として表示しておりましたが、内容をより明確にするため、当連結会計年度より「有形及び無形固定資産の取得による支出」、「その他」に区分掲記しております。前連結会計年度の「有形及び無形固定資産の取得による支出」、「その他」はそれぞれ△240百万円、△10百万円であります。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。</p> <p style="text-align: center;">—</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)		
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。 建物 2,174百万円 器具備品 3,698 計 5,873		※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。 建物 2,225百万円 器具備品 3,842 計 6,067		
※2 担保に供している資産 前連結会計年度(平成22年3月31日)				
担保権によって担保されている債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,970	665	4,791	5,456
金融機関借入金	3,470	665	4,761	5,426
証券金融会社借入金	500	—	30	30
信用取引借入金	732	—	—	—
計	4,702	665	4,791	5,456
(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。 2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券949百万円及び信用取引の自己融資見返り株券611百万円を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として、信用取引の自己融資見返り株券776百万円を差し入れております。				
当連結会計年度(平成23年3月31日)				
担保権によって担保されている債務		担保に供している資産		
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
	—	根抵当権	質権	—
短期借入金	3,500	646	3,742	4,388
金融機関借入金	3,200	646	3,712	4,358
証券金融会社借入金	300	—	30	30
信用取引借入金	773	—	—	—
計	4,273	646	3,742	4,388
(注) 1 担保に供している資産は期末帳簿価額により記載しております。 2 上記のほか、短期借入金等の債務の担保として、受入保証金の代用有価証券775百万円及び信用取引の自己融資見返り株券856百万円を差し入れております。				
※3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は39,558百万円であります。		※3 信用取引貸付金等の担保として受け入れた有価証券の時価額は35,378百万円であります。		
※4 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。 (資産) 株式 29百万円 債券 5,120 計 5,150		※4 資産及び負債に属する商品有価証券等の内訳は次のとおりであります。 (資産) 債券 4,628百万円 計 4,628		
5 保証債務 保証債務の残高は0百万円で、従業員の住宅資金借入金に対する保証であります。		5 —		
※6 特別法上の準備金 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項		※6 特別法上の準備金 同左		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																				
<p>※1 人件費の中には、賞与引当金繰入額833百万円及び役員賞与引当金繰入額20百万円が含まれております。</p> <p>※2 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金156百万円、家賃・地代42百万円、団体保険配当金等30百万円であります。</p> <p>※3 営業外費用の主なものは、投資事業組合損52百万円であります。</p> <p>※4 固定資産売却損の主なものは、ソフトウェア64百万円、器具備品43百万円であります。</p> <p>※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">資産の種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県伊豆市</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(0百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地0百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。</p>	場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0	<p>※1 人件費の中には、賞与引当金繰入額801百万円が含まれております。</p> <p>※2 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金162百万円、家賃・地代38百万円、団体保険配当金等64百万円であります。</p> <p>※3 営業外費用の主なものは、投資事業組合損17百万円であります。</p> <p>※4 固定資産売却損の主なものは、器具備品3百万円であります。</p> <p>※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">資産の種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">奈良県奈良市</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">静岡県伊豆市</td> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地2百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。</p> <p>※6 平成22年5月24日開催の取締役会において、基幹システムを外部委託する旨決議し、基本契約を平成22年7月8日付で締結いたしました。これにより、現行システムに関連する有形及び無形固定資産の残存耐用年数と、現在以降の使用可能予定期間との乖離が明らかとなったため、当該資産の耐用年数を変更しております。</p> <p>これらの資産について、耐用年数を変更したことに伴い発生した過年度分の償却不足額を臨時償却し、特別損失に計上しております。また、当連結会計年度に発生した償却費の増加分については、販売費・一般管理費に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は54百万円の増加、経常利益は54百万円減少しており、税金等調整前当期純損失は119百万円増加しております。</p>	場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)	奈良県奈良市	遊休資産	土地	1	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0
場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)																		
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0																		
場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)																		
奈良県奈良市	遊休資産	土地	1																		
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0																		

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	2,095	百万円
少数株主に係る包括利益	—	
計	2,095	

※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	588	百万円
計	588	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	75,282,940	—	—	75,282,940

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,920,377	3,943	1,376	2,922,944

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,943株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 1,000株

単元未満株式売渡請求に対する割当による減少 376株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	当連結会計年度末残高(百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	31
	平成19年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	29
	平成20年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	49
	平成21年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	29
合 計			139

(注) 平成20年新株予約権及び平成21年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	180	2.5	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年9月15日 取締役会	普通株式	180	2.5	平成21年9月30日	平成21年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	542	7.5	平成22年3月31日	平成22年6月24日

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	75,282,940	—	3,884,678	71,398,262

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次の通りであります。
自己株式の消却による減少 3,884,678株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,922,944	2,002,650	3,885,239	1,040,355

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。
自己株式の取得による増加 2,000,000株
単元未満株式の買取りによる増加 2,650株
減少数の主な内訳は、次の通りであります。
自己株式の消却による減少 3,884,678株
単元未満株式売渡請求に対する割当による減少 561株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	当連結会計年度末残高(百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	29
	平成19年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	22
	平成20年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	50
	平成21年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	62
	平成22年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	16
合 計			181

(注) 平成21年新株予約権及び平成22年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	542	7.5	平成22年3月31日	平成22年6月24日
平成22年9月15日 取締役会	普通株式	178	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	175	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金・預金 26,262 百万円	現金・預金 20,258 百万円
現金及び現金同等物 26,262	現金及び現金同等物 20,258

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額 (器具・備品) 取得価額相当額 一百万円 減価償却累計額相当額 一 期末残高相当額 一 ②未経過リース料期末残高相当額 1年以内 一百万円 1年超 一 計 一 ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 1 支払利息相当額 0 ④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	—

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するため及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための先物・オプション取引を行っております。このうち先物・オプション取引は原証券の市場価格の変動リスク、及び時間の経過に伴う価値の減少リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手都市銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内(市場リスク枠)に収めること

で管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	26,262	26,262	—
(2) 顧客分別金信託	16,938	16,938	—
(3) 商品有価証券等			
売買目的有価証券	5,150	5,150	—
(4) 信用取引貸付金	17,674	17,674	—
(5) 信用取引借証券担保金	835	835	—
(6) 募集等払込金	2,895	2,895	—
(7) 短期貸付金	2,800		
貸倒引当金(※1)	△ 2,791		
	8	8	—
(8) 未収収益	1,001		
貸倒引当金(※1)	△ 290		
	710	710	—
(9) 投資有価証券			
満期保有目的債券以外の有価証券	5,101	5,101	—
資産計	75,578	75,578	—
(1) 約定見返勘定	2,927	2,927	—
(2) 信用取引貸証券受入金	2,976	2,976	—
(3) 預り金	10,445	10,445	—
(4) 受入保証金	9,227	9,227	—
(5) 短期借入金	3,970	3,970	—
負債計	29,546	29,546	—
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
デリバティブ取引計	1	1	—

(※1) 短期貸付金及び未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 顧客分別金信託

満期のない預金及び顧客分別金信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格または日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 信用取引借証券担保金

信用取引借証券担保金は日々値洗いが行われていることにより、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6) 募集等払込金

募集等払込金の時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格または日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

(7) 短期貸付金及び(8) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 約定見返勘定、(2) 信用取引貸証券受入金、(3) 預り金、(4) 受入保証金及び(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)(※2)	491
② 投資事業組合 (※3)	170
③ 長期差入保証金 (※4)	817
合計	1,478

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について8百万円の減損処理を行っております。

(※3) 投資事業組合は、組み入れ財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(※4) 長期差入保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金・預金	26,262
顧客分別金信託	16,938
信用取引貸付金	17,674
信用取引借証券担保金	835
募集等払込金	2,895
短期貸付金	2,800
未収収益	1,001

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	3,970

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するため及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための先物・オプション取引を行っております。このうち先物・オプション取引は原証券の市場価格の変動リスク、及び時間の経過に伴う価値の減少リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手都市銀行等信用力の高い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内(市場リスク枠)に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	20,258	20,258	—
(2) 顧客分別金信託	18,627	18,627	—
(3) 商品有価証券等			
売買目的有価証券	4,628	4,628	—
(4) 信用取引貸付金	17,111	17,111	—
(5) 募集等払込金	5,073	5,073	—
(6) 短期貸付金	2,799		
貸倒引当金(※1)	△2,791		
	7	7	—
(7) 未収収益	1,004		
貸倒引当金(※1)	△290		
	713	713	—
(8) 投資有価証券			
満期保有目的債券以外の有価証券	4,393	4,393	—
資産計	70,813	70,813	—
(1) 約定見返勘定	2,521	2,521	—
(2) 信用取引借入金	773	773	—
(3) 信用取引貸証券受入金	1,971	1,971	—
(4) 預り金	9,804	9,804	—
(5) 受入保証金	9,099	9,099	—
(6) 短期借入金	3,500	3,500	—
負債計	27,669	27,669	—
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
デリバティブ取引計	1	1	—

(※1) 短期貸付金及び未収収益に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 顧客分別金信託

満期のない預金及び顧客分別金信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格または日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 信用取引貸付金

信用取引貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 募集等払込金

募集等払込金の時価については、株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格または日本証券業協会により公表されている統計値によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

(6) 短期貸付金及び(7) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 約定見返勘定、(2) 信用取引借入金、(3) 信用取引貸証券受入金、(4) 預り金、(5) 受入保証金及び(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)(※2)	480
② 投資事業組合 (※3)	144
合計	624

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について2百万円の減損処理を行っております。

(※3) 投資事業組合は、組み入れ財産が非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金・預金	20,258
顧客分別金信託	18,627
信用取引貸付金	17,111
募集等払込金	5,073
短期貸付金	2,799
未収収益	1,004

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	3,500

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 売買目的有価証券(商品有価証券等)

当該連結会計年度の損益に含まれた評価差額 3百万円

2 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3 その他有価証券

(単位：百万円)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	4,462	2,360	2,101
小計	4,462	2,360	2,101
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	639	773	△ 133
小計	639	773	△ 133
合計	5,101	3,134	1,967

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式につき230百万円減損処理を行っております。

なお、連続した2連結会計年度末において下落率が30%以上50%未満の株式につきましても、時価の著しい下落があったものとして、減損処理を行っております。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4	2	—

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 売買目的有価証券(商品有価証券等)

当該連結会計年度の損益に含まれた評価差額 △12百万円

2 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3 その他有価証券

(単位：百万円)

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	3,165	1,642	1,523
小計	3,165	1,642	1,523
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	1,228	1,413	△184
小計	1,228	1,413	△184
合計	4,393	3,055	1,338

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式につき86百万円減損処理を行っております。

なお、連続した2連結会計年度末において下落率が30%以上50%未満の株式につきましても、時価の著しい下落があったものとして、減損処理を行っております。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	6	1

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	豪ドル	204	—	△1	△1
	米ドル	98	—	△0	△0
	その他	2	—	△0	△0
	買建				
	豪ドル	203	—	2	2
	米ドル	95	—	0	0
その他	2	—	0	0	
	合計	607	—	1	1

(注) みなし決済損益を時価として記載しております。

時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	豪ドル	430	—	△5	△5
	米ドル	81	—	△1	△1
	その他	0	—	△0	△0
	買建				
	豪ドル	429	—	5	5
	米ドル	82	—	1	1
	その他	—	—	—	—
	合計	1,024	—	1	1

(注) みなし決済損益を時価として記載しております。

時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、適格退職年金制度の制度変更に伴い、平成21年12月より適格退職年金制度は確定給付企業年金へ移行しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成22年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付債務</td><td style="text-align: right;">△4,878百万円</td></tr> <tr><td>② 年金資産</td><td style="text-align: right;">3,064</td></tr> <tr><td>③ 未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">△1,813</td></tr> <tr><td>④ 会計基準変更時差異の未処理額</td><td style="text-align: right;">211</td></tr> <tr><td>⑤ 未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">114</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">△1,487</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 勤務費用</td><td style="text-align: right;">333百万円</td></tr> <tr><td>② 利息費用</td><td style="text-align: right;">71</td></tr> <tr><td>③ 会計基準変更時差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">42</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>⑤ 退職給付費用 (注)</td><td style="text-align: right;">462</td></tr> </table> <p>(注) 退職給付費用は、販売費・一般管理費の人件費に含めて計上しております。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: center;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td style="text-align: right;">1.4%</td></tr> <tr><td>③ 期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">5年</td></tr> </table> <p>(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>⑤ 会計基準変更時差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">15年</td></tr> </table>	① 退職給付債務	△4,878百万円	② 年金資産	3,064	③ 未積立退職給付債務	△1,813	④ 会計基準変更時差異の未処理額	211	⑤ 未認識数理計算上の差異	114	⑥ 退職給付引当金	△1,487	① 勤務費用	333百万円	② 利息費用	71	③ 会計基準変更時差異の費用処理額	42	④ 数理計算上の差異の費用処理額	15	⑤ 退職給付費用 (注)	462	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	1.4%	③ 期待運用収益率	0.0%	④ 数理計算上の差異の処理年数	5年	⑤ 会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成23年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付債務</td><td style="text-align: right;">△4,891百万円</td></tr> <tr><td>② 年金資産</td><td style="text-align: right;">3,008</td></tr> <tr><td>③ 未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">△1,883</td></tr> <tr><td>④ 会計基準変更時差異の未処理額</td><td style="text-align: right;">169</td></tr> <tr><td>⑤ 未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">264</td></tr> <tr><td>⑥ 退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">△1,448</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 勤務費用</td><td style="text-align: right;">337百万円</td></tr> <tr><td>② 利息費用</td><td style="text-align: right;">64</td></tr> <tr><td>③ 会計基準変更時差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">42</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">△43</td></tr> <tr><td>⑤ 退職給付費用 (注)</td><td style="text-align: right;">400</td></tr> </table> <p>(注) 退職給付費用は、販売費・一般管理費の人件費に含めて計上しております。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① 退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: center;">期間定額基準</td></tr> <tr><td>② 割引率</td><td style="text-align: right;">1.3%</td></tr> <tr><td>③ 期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>④ 数理計算上の差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">5年</td></tr> </table> <p>(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>⑤ 会計基準変更時差異の処理年数</td><td style="text-align: right;">15年</td></tr> </table>	① 退職給付債務	△4,891百万円	② 年金資産	3,008	③ 未積立退職給付債務	△1,883	④ 会計基準変更時差異の未処理額	169	⑤ 未認識数理計算上の差異	264	⑥ 退職給付引当金	△1,448	① 勤務費用	337百万円	② 利息費用	64	③ 会計基準変更時差異の費用処理額	42	④ 数理計算上の差異の費用処理額	△43	⑤ 退職給付費用 (注)	400	① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	② 割引率	1.3%	③ 期待運用収益率	0.0%	④ 数理計算上の差異の処理年数	5年	⑤ 会計基準変更時差異の処理年数	15年
① 退職給付債務	△4,878百万円																																																																
② 年金資産	3,064																																																																
③ 未積立退職給付債務	△1,813																																																																
④ 会計基準変更時差異の未処理額	211																																																																
⑤ 未認識数理計算上の差異	114																																																																
⑥ 退職給付引当金	△1,487																																																																
① 勤務費用	333百万円																																																																
② 利息費用	71																																																																
③ 会計基準変更時差異の費用処理額	42																																																																
④ 数理計算上の差異の費用処理額	15																																																																
⑤ 退職給付費用 (注)	462																																																																
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																
② 割引率	1.4%																																																																
③ 期待運用収益率	0.0%																																																																
④ 数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																
⑤ 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																
① 退職給付債務	△4,891百万円																																																																
② 年金資産	3,008																																																																
③ 未積立退職給付債務	△1,883																																																																
④ 会計基準変更時差異の未処理額	169																																																																
⑤ 未認識数理計算上の差異	264																																																																
⑥ 退職給付引当金	△1,448																																																																
① 勤務費用	337百万円																																																																
② 利息費用	64																																																																
③ 会計基準変更時差異の費用処理額	42																																																																
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△43																																																																
⑤ 退職給付費用 (注)	400																																																																
① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																
② 割引率	1.3%																																																																
③ 期待運用収益率	0.0%																																																																
④ 数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																
⑤ 会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費・一般管理費 66百万円
2. 当連結会計年度における権利不行使による失効に伴う利益として計上した金額
特別利益 11百万円
3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年8月19日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の執行役員 1名 当社の従業員(新入社員を除く) 116名
株式の種類及び付与数	普通株式 238,000株
付与日	平成15年8月19日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は関係会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。 ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。
対象勤務期間	平成15年8月19日 ～平成17年6月26日
権利行使期間	平成17年6月27日 ～平成21年6月26日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役 2名 当社の執行役員 3名 当社の従業員(新入社員を除く) 73名 当社子会社の従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 248,000株
付与日	平成16年7月26日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。
対象勤務期間	平成16年7月26日 ～平成18年6月24日
権利行使期間	平成18年6月25日 ～平成22年6月24日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の執行役員 2名 当社の従業員(新入社員を除く) 103名 当社子会社の従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 237,000株
付与日	平成17年7月27日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成17年7月27日 ～平成19年6月28日
権利行使期間	平成19年6月29日 ～平成23年6月28日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 107名
株式の種類及び付与数	普通株式 124,000株
付与日	平成18年7月18日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成18年7月18日 ～平成20年6月27日
権利行使期間	平成20年6月28日 ～平成28年6月27日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 127名
株式の種類及び付与数	普通株式 104,000株
付与日	平成19年8月1日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成19年8月1日 ～平成21年7月13日
権利行使期間	平成21年7月14日 ～平成29年7月13日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 168名
株式の種類及び付与数	普通株式 283,000株
付与日	平成20年8月12日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成20年8月12日 ～平成22年7月28日
権利行使期間	平成22年7月29日 ～平成30年7月28日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 152名
株式の種類及び付与数	普通株式 334,000株
付与日	平成21年7月31日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成21年7月31日 ～平成23年7月15日
権利行使期間	平成23年7月16日 ～平成31年7月15日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年 8 月19日
権利確定後	
期首(株)	1,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	1,000
失効(株)	—
未確定残(株)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年 7 月15日
権利確定後	
期首(株)	6,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	1,000
未確定残(株)	5,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年 7 月15日
権利確定後	
期首(株)	132,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	2,000
未確定残(株)	130,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7 月18日
権利確定後	
期首(株)	76,500
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	2,000
未確定残(株)	74,500

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年7月13日
権利確定前	
期首(株)	85,500
付与(株)	—
失効(株)	2,000
権利確定(株)	—
未確定残(株)	83,500
権利確定後	
期首(株)	83,500
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	9,500
未確定残(株)	74,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年7月28日
権利確定前	
期首(株)	273,000
付与(株)	—
失効(株)	31,000
権利確定(株)	—
未確定残(株)	242,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年7月15日
権利確定前	
期首(株)	—
付与(株)	334,000
失効(株)	32,000
権利確定(株)	—
未確定残(株)	302,000

② 単価情報

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成15年 8 月19日
権利行使価格(円)	441
行使時平均株価(円)	611

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年 7 月15日
権利行使価格(円)	678
行使時平均株価(円)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年 7 月15日
権利行使価格(円)	767
行使時平均株価(円)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円)	1, 699
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	426

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年 7 月13日
権利行使価格(円)	1, 387
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	395

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年 7 月28日
権利行使価格(円)	699
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	244

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年 7 月15日
権利行使価格(円)	654
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	260

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定方法

ブラック・ショールズ・モデル

(2) 使用した主な算定基礎及びその見積方法

① 株価変動性 46.5%

算定基準日における予想残存期間に対応する期間の週次株価に基づき算定しました。

② 予想残存期間 6.0年

権利行使可能期間の中間点において全て行使されるものと仮定して見積っております。

③ 予想配当 7.5円

平成21年3月期の年間配当実績によります。

④ 無リスク利子率 0.8%

上記②の予想残存期間と同程度の長期利付国債複利利回りの平均値によります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、将来の失効は見込んでおりません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費・一般管理費 63百万円
2. 当連結会計年度における権利不行使による失効に伴う利益として計上した金額
特別利益 21百万円
3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役 2名 当社の執行役員 3名 当社の従業員(新入社員を除く) 73名 当社子会社の従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 248,000株
付与日	平成16年7月26日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書によるものとします。
対象勤務期間	平成16年7月26日 ～平成18年6月24日
権利行使期間	平成18年6月25日 ～平成22年6月24日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の執行役員 2名 当社の従業員(新入社員を除く) 103名 当社子会社の従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 237,000株
付与日	平成17年7月27日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
対象勤務期間	平成17年7月27日 ～平成19年6月28日
権利行使期間	平成19年6月29日 ～平成23年6月28日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 107名
株式の種類及び付与数	普通株式 124,000株
付与日	平成18年7月18日
権利確定条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できます。 ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 ④ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
対象勤務期間	平成18年7月18日 ～平成20年6月27日
権利行使期間	平成20年6月28日 ～平成28年6月27日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 127名
株式の種類及び付与数	普通株式 104,000株
付与日	平成19年8月1日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成19年8月1日 ～平成21年7月13日
権利行使期間	平成21年7月14日 ～平成29年7月13日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 168名
株式の種類及び付与数	普通株式 283,000株
付与日	平成20年8月12日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成20年8月12日 ～平成22年7月28日
権利行使期間	平成22年7月29日 ～平成30年7月28日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 152名
株式の種類及び付与数	普通株式 334,000株
付与日	平成21年7月31日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成21年7月31日 ～平成23年7月15日
権利行使期間	平成23年7月16日 ～平成31年7月15日

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成22年7月14日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の従業員 150名
株式の種類及び付与数	普通株式 313,000株
付与日	平成22年7月30日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成22年7月30日 ～平成24年7月14日
権利行使期間	平成24年7月15日 ～平成32年7月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年7月15日
権利確定後	
期首(株)	5,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	5,000
未確定残(株)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年7月15日
権利確定後	
期首(株)	130,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	2,000
未確定残(株)	128,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月18日
権利確定後	
期首(株)	74,500
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	5,000
未確定残(株)	69,500

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年 7 月13日
権利確定後	
期首(株)	74,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	16,000
未確定残(株)	58,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年 7 月28日
権利確定前	
期首(株)	242,000
付与(株)	—
失効(株)	8,000
権利確定(株)	234,000
未確定残(株)	—
権利確定後	
期首(株)	—
権利確定(株)	234,000
権利行使(株)	—
失効(株)	26,000
未確定残(株)	208,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年 7 月15日
権利確定前	
期首(株)	302,000
付与(株)	—
失効(株)	28,000
権利確定(株)	—
未確定残(株)	274,000

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成22年 7 月14日
権利確定前	
期首(株)	—
付与(株)	313,000
失効(株)	14,000
権利確定(株)	—
未確定残(株)	299,000

② 単価情報

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成16年 7 月15日
権利行使価格(円)	678
行使時平均株価(円)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成17年 7 月15日
権利行使価格(円)	767
行使時平均株価(円)	—

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円)	1,699
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	426

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年 7 月13日
権利行使価格(円)	1,387
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	395

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年 7 月28日
権利行使価格(円)	699
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	244

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成21年 7 月15日
権利行使価格(円)	654
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	260

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成22年 7 月14日
権利行使価格(円)	564
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	146

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定方法

ブラック・ショールズ・モデル

(2) 使用した主な算定基礎及びその見積方法

① 株価変動性 44.1%

算定基準日における予想残存期間に対応する期間の週次株価に基づき算定しました。

② 予想残存期間 6.0年

権利行使可能期間の中間点において全て行使されるものと仮定して見積っております。

③ 予想配当 10円

平成22年3月期の年間配当実績によります。

④ 無リスク利率 0.5%

上記②の予想残存期間と同程度の長期利付国債複利利回りの平均値によります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積が困難であるため、将来の失効は見込んでおりません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)		
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(1)	流動資産	(1)	流動資産	
	繰延税金資産		繰延税金資産	
	賞与引当金	338百万円	賞与引当金	326百万円
	未払事業税	26	未払事業税	24
	その他	72	その他	61
	繰延税金資産小計	437	繰延税金資産小計	411
	評価性引当額	△435	評価性引当額	△409
	繰延税金資産合計	1	繰延税金資産合計	2
(2)	固定資産	(2)	固定資産	
	繰延税金資産		繰延税金資産	
	有価証券評価減	898	有価証券評価減	892
	繰越欠損金	670	繰越欠損金	687
	退職給付引当金	619	退職給付引当金	603
	無形固定資産償却超過額	330	無形固定資産償却超過額	327
	固定資産評価減	166	固定資産評価減	167
	金融商品取引責任準備金	109	金融商品取引責任準備金	64
	その他	269	その他	349
	繰延税金資産小計	3,064	繰延税金資産小計	3,092
	評価性引当額	△3,064	評価性引当額	△3,092
	繰延税金資産合計	—	繰延税金資産合計	—
(3)	固定負債	(3)	固定負債	
	繰延税金負債		繰延税金負債	
	その他有価証券評価 差額金	700	その他有価証券評価 差額金	504
	固定資産圧縮積立金	311	固定資産圧縮積立金	307
	繰延税金負債合計	1,011	繰延税金負債合計	811
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	
	法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%
	(調整)		(調整)	
	交際費等永久に損金に算 入されない項目	5.15	交際費等永久に損金に算 入されない項目	△212.62
	住民税均等割	2.36	住民税均等割	△119.31
	評価性引当額の減少	△43.35	評価性引当額の増加	△4.64
	受取配当金等永久に益金 に算入されない項目	△1.40	受取配当金等永久に益金 に算入されない項目	84.65
	その他	0.15	その他	10.87
	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	3.60	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	△200.36

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当企業集団は、①有価証券の売買等、②有価証券の売買等の委託の媒介、③有価証券の引受及び売出し、④有価証券の募集及び売出しの取扱い、⑤有価証券の私募の取扱いなどの証券業を中心として営業活動を行っております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当企業集団の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
海外営業収益の合計が連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

I 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社グループの事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループの事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月31日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (営業収益)

海外営業収益の合計が連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループの事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	626.65円	1株当たり純資産額	613.34円
1株当たり当期純利益金額	20.82円	1株当たり当期純損失金額	△1.29円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	20.82円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—

(注) 1 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	45,484	43,335
普通株式に係る純資産額(百万円)	45,344	43,153
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	139	181
普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940	71,398,262
普通株式の自己株式数(株)	2,922,944	1,040,355
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	72,359,996	70,357,907

2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
連結損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1,506	△92
普通株式に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1,506	△92
普通株式の期中平均株式数(株)	72,362,277	71,277,756
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (百万円)		
普通株式増加数(株)	36	—
(うち新株予約権)	(36)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式の概要	新株予約権6種類 (株式数827,500株) なお、その概要は「第4 提出会社の状況、1株式 等の状況、(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権6種類 (株式数1,036,500株) なお、その概要は「第4 提出会社の状況、1株式 等の状況、(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)				
<p>当社は、平成22年 6月23日開催の定時株主総会において、下記のとおり資本準備金の減少を行うことについて決議いたしました。</p> <p>1 資本準備金の額の減少の目的</p> <p>会社法等では、資本準備金及び利益準備金の合計額は、資本金の4分の1を基準に積み立てることを求めています。当社を大幅に上回る状況となっております。そこで、その基準を上回る額の資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えることにより、今後の自己株式の取得・消却の原資とするものであります。</p> <p>2 資本準備金の額の減少の方法</p> <p>会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を取り崩し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。</p> <p>① 減少する準備金の額</p> <table data-bbox="263 801 750 833"><tr><td>資本準備金</td><td>2,999,420,284 円</td></tr></table> <p>② 増加する剰余金の額</p> <table data-bbox="263 869 750 900"><tr><td>その他資本剰余金</td><td>2,999,420,284 円</td></tr></table> <p>3 資本準備金の額の減少の効力発生日</p> <p>平成22年 8月10日(予定)</p>	資本準備金	2,999,420,284 円	その他資本剰余金	2,999,420,284 円	—
資本準備金	2,999,420,284 円				
その他資本剰余金	2,999,420,284 円				

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,970	3,500	1.45	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債 信用取引借入金(1年内返済)	732	773	0.77	—
合 計	4,702	4,273	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る営業収益等

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業収益 (百万円)	3,987	3,359	3,702	3,899
税金等調整前四半期 純利益金額又は 税金等調整前四半期 純損失金額(△) (百万円)	71	△338	79	156
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (百万円)	56	△353	63	141
1株当たり四半期 純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額(△) (円)	0.78	△4.95	0.90	2.02

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	26,251	20,246
預託金	17,040	18,729
顧客分別金信託	16,938	18,627
その他の預託金	101	101
トレーディング商品	5,152	4,629
商品有価証券等	※6 5,150	※6 4,628
デリバティブ取引	1	1
信用取引資産	18,510	17,581
信用取引貸付金	※5 17,674	※5 17,111
信用取引借証券担保金	835	469
立替金	34	32
募集等払込金	2,895	5,073
短期貸付金	3	4
未収収益	710	713
その他の流動資産	115	100
貸倒引当金	△37	△42
流動資産計	70,677	67,066
固定資産		
有形固定資産	※1, ※4 1,466	※1, ※4 1,377
建物	231	198
器具備品	563	509
土地	671	669
無形固定資産	416	216
ソフトウェア	397	198
電話加入権	18	18
投資その他の資産	7,487	6,509
投資有価証券	※4 5,662	※4 4,917
関係会社株式	638	638
長期貸付金	0	0
長期差入保証金	954	749
長期前払費用	15	15
その他	216	188
固定資産計	9,370	8,103
資産合計	80,047	75,170

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
約定見返勘定	2,933	2,521
信用取引負債	3,709	2,745
信用取引借入金	※4 732	※4 773
信用取引貸証券受入金	2,976	1,971
預り金	10,442	9,801
受入保証金	9,227	9,099
短期借入金	※4 4,761	※4, ※7 4,358
未払金	293	746
未払費用	271	243
未払法人税等	106	83
賞与引当金	832	800
役員賞与引当金	20	—
その他の流動負債	0	0
流動負債計	32,597	30,398
固定負債		
繰延税金負債	693	497
退職給付引当金	1,487	1,448
長期未払金	212	147
その他の固定負債	216	164
固定負債計	2,609	2,257
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※2 268	※2 158
特別法上の準備金計	268	158
負債合計	35,476	32,814
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	3,590	590
その他資本剰余金	103	801
資本剰余金合計	3,693	1,391
利益剰余金		
利益準備金	1,909	1,909
その他利益剰余金		
別途積立金	28,001	28,001
繰越利益剰余金	1,484	604
利益剰余金合計	31,394	30,515
自己株式	△1,911	△559
株主資本合計	43,176	41,348
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,254	826
評価・換算差額等合計	1,254	826
新株予約権	139	181
純資産合計	44,571	42,356
負債・純資産合計	80,047	75,170

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
受入手数料	15,250	13,530
委託手数料	5,319	4,172
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	203	118
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	6,030	5,158
その他の受入手数料	3,697	4,081
トレーディング損益	※1 957	※1 857
金融収益	※2 616	※2 560
営業収益計	16,825	14,948
金融費用	※3 186	※3 137
純営業収益	16,638	14,811
販売費・一般管理費		
取引関係費	※4 1,553	※4 1,498
人件費	※5 8,491	※5 8,425
不動産関係費	※6 2,134	※6 2,096
事務費	※7 1,282	※7 1,436
減価償却費	507	※14 522
租税公課	※8 129	※8 112
貸倒引当金繰入額	5	5
その他	※9 987	※9 925
販売費・一般管理費計	15,093	15,023
営業利益又は営業損失(△)	1,545	△212
営業外収益	※10 273	※10 307
営業外費用	※11 56	※11 20
経常利益	1,761	75
特別利益		
投資有価証券売却益	2	6
金融商品取引責任準備金戻入	90	109
自己新株予約権消却益	11	21
特別利益計	103	137
特別損失		
固定資産臨時償却費	—	※14 65
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	174
有価証券評価減	234	88
固定資産売却損	※12 109	※12 4
投資有価証券売却損	—	1
減損損失	※13 0	※13 2
特別損失計	345	335
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	1,520	△122
法人税、住民税及び事業税	36	35
法人税等合計	36	35
当期純利益又は当期純損失(△)	1,484	△158

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,590	3,590
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	△2,999
当期変動額合計	—	△2,999
当期末残高	3,590	590
その他資本剰余金		
前期末残高	103	103
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	—	△2,301
準備金から剰余金への振替	—	2,999
当期変動額合計	△0	697
当期末残高	103	801
資本剰余金合計		
前期末残高	3,693	3,693
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
自己株式の消却	—	△2,301
準備金から剰余金への振替	—	—
当期変動額合計	△0	△2,301
当期末残高	3,693	1,391
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,909	1,909
当期末残高	1,909	1,909
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	30,744	28,001
当期変動額		
別途積立金の取崩	△2,743	—
当期変動額合計	△2,743	—
当期末残高	28,001	28,001

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	△2,381	1,484
当期変動額		
剰余金の配当	△361	△721
当期純利益又は当期純損失(△)	1,484	△158
別途積立金の取崩	2,743	—
当期変動額合計	3,866	△879
当期末残高	1,484	604
利益剰余金合計		
前期末残高	30,272	31,394
当期変動額		
剰余金の配当	△361	△721
当期純利益又は当期純損失(△)	1,484	△158
別途積立金の取崩	—	—
当期変動額合計	1,122	△879
当期末残高	31,394	30,515
自己株式		
前期末残高	△1,910	△1,911
当期変動額		
自己株式の取得	△2	△949
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	2,301
当期変動額合計	△1	1,352
当期末残高	△1,911	△559
株主資本合計		
前期末残高	42,055	43,176
当期変動額		
剰余金の配当	△361	△721
当期純利益又は当期純損失(△)	1,484	△158
自己株式の取得	△2	△949
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	1,121	△1,828
当期末残高	43,176	41,348

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	674	1,254
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	580	△428
当期変動額合計	580	△428
当期末残高	1,254	826
評価・換算差額等合計		
前期末残高	674	1,254
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	580	△428
当期変動額合計	580	△428
当期末残高	1,254	826
新株予約権		
前期末残高	84	139
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	55	42
当期変動額合計	55	42
当期末残高	139	181
純資産合計		
前期末残高	42,814	44,571
当期変動額		
剰余金の配当	△361	△721
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,484	△158
自己株式の取得	△2	△949
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	636	△386
当期変動額合計	1,757	△2,215
当期末残高	44,571	42,356

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>1 トレーディング商品に属する有価証券等 トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。</p> <p>2 トレーディングの目的と範囲 トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保することを目的としております。 取り扱う商品は、①有価証券の現物取引、②株価指数、国債証券等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、③先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等</p> <p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております(売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>②時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 トレーディング商品に属する有価証券等 同左</p> <p>2 トレーディングの目的と範囲 同左</p> <p>3 トレーディング商品に属さない有価証券等</p> <p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの 同左</p> <p>②時価のないもの 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物8年～47年、器具備品4年～8年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産及び長期前払費用 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産及び長期前払費用 同左</p>
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>
4 引当金及び準備金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(635百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 金融商品取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 金融商品取引責任準備金 同左</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>	<p>消費税等の会計処理方法 同左</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失は3百万円増加、経常利益は3百万円減少しており、税引前当期純損失は、177百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>従来、固定負債の「その他の固定負債」に含めて表示しておりました「長期未払金」は、財務諸表の比較可能性を向上するため、当事業年度より区分掲記しております。前事業年度の「長期未払金」、「その他の固定負債」はそれぞれ215百万円、238百万円であります。</p>	—

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
※1 トレーディング損益の内訳						
区分	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	230	0	230	64	△0	64
債券等・その他の トレーディング損益	722	4	727	805	△12	792
債券等トレーディング損益	470	3	473	682	△12	670
その他のトレーディング損益	252	1	253	122	△0	121
計	953	4	957	870	△12	857
※2 金融収益の内訳			※2 金融収益の内訳			
信用取引収益	544百万円			信用取引収益		505百万円
受取債券利子	26			受取債券利子		27
受取利息	44			受取利息		26
その他	1			その他		1
計	616			計		560
※3 金融費用の内訳			※3 金融費用の内訳			
信用取引費用	105百万円			信用取引費用		65百万円
支払利息	66			支払利息		64
その他	14			その他		7
計	186			計		137
※4 取引関係費の内訳			※4 取引関係費の内訳			
支払手数料	143百万円			支払手数料		136百万円
取引所・協会費	225			取引所・協会費		205
通信・運送費	792			通信・運送費		782
旅費・交通費	161			旅費・交通費		158
広告宣伝費	116			広告宣伝費		113
交際費	115			交際費		103
計	1,553			計		1,498
※5 人件費の内訳			※5 人件費の内訳			
役員報酬・従業員給料	5,446百万円			役員報酬・従業員給料		5,460百万円
歩合外務員報酬	312			歩合外務員報酬		267
その他の報酬・給料	437			その他の報酬・給料		484
福利厚生費	980			福利厚生費		1,012
賞与引当金繰入額	832			賞与引当金繰入額		800
役員賞与引当金繰入額	20			退職給付費用		400
退職給付費用	462			計		8,425
計	8,491					
※6 不動産関係費の内訳			※6 不動産関係費の内訳			
不動産費	1,419百万円			不動産費		1,392百万円
器具備品費	715			器具備品費		704
計	2,134			計		2,096
※7 事務費の内訳			※7 事務費の内訳			
事務委託費	1,090百万円			事務委託費		1,262百万円
事務用品費	191			事務用品費		173
計	1,282			計		1,436

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																					
※8	租税公課の内訳		※8 租税公課の内訳																				
	事業税	61百万円	事業税	56百万円																			
	事業所税	12	事業所税	13																			
	印紙税	10	印紙税	7																			
	固定資産税	28	固定資産税	24																			
	その他	17	その他	11																			
	計	129	計	112																			
※9	「その他」の内訳		※9 「その他」の内訳																				
	調査費	604百万円	調査費	530百万円																			
	水道光熱費	145	水道光熱費	141																			
	採用関係費	64	採用関係費	75																			
	図書新聞費	24	図書新聞費	24																			
	教育研修費	68	教育研修費	85																			
	その他	78	その他	68																			
	計	987	計	925																			
※10	営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金149百万円、家賃・地代49百万円、団体保険配当金等30百万円であります。 関係会社との取引に係わるものは、家賃・地代49百万円であります。		※10 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金157百万円、家賃・地代40百万円、団体保険配当金等64百万円であります。 関係会社との取引に係わるものは、家賃・地代39百万円であります。																				
※11	営業外費用の主なものは、投資事業組合損52百万円であります。		※11 営業外費用の主なものは、投資事業組合損17百万円であります。																				
※12	固定資産売却損の主なものは、ソフトウェア64百万円、器具備品43百万円であります。		※12 固定資産売却損の主なものは、器具備品3百万円あります。																				
※13	減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。		※13 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>資産の種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県伊豆市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0		<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>資産の種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良県奈良市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>静岡県伊豆市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)	奈良県奈良市	遊休資産	土地	1	静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0
場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)																				
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0																				
場所	用途	資産の種類	金額 (百万円)																				
奈良県奈良市	遊休資産	土地	1																				
静岡県伊豆市	遊休資産	土地	0																				
	<p>当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(0百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地0百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。</p>		<p>当社は、基本的に管理会計上キャッシュ・フローを生み出す最低単位として認識可能である部店単位にグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については個別の資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>グルーピングの単位である各部店単位では減損の兆候はありませんでしたが、遊休資産のうち時価が下落したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>減損損失の内訳は、土地2百万円であります。</p> <p>なお、当該遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は路線価等による時価を適用しております。</p>																				
	※14		<p>平成22年5月24日開催の取締役会において、基幹システムを外部委託する旨決議し、基本契約を平成22年7月8日付で締結いたしました。これにより、現行システムに関連する有形及び無形固定資産の残存耐用年数と、現在以降の使用可能予定期間との乖離が明らかとなったため、当該資産の耐用年数を変更しております。</p> <p>これらの資産について、耐用年数を変更したことに伴い発生した過年度分の償却不足額は臨時償却し、特別損失に計上しております。また、当事業年度に発生した償却費の増加分については、販売費・一般管理費に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は54百万円の増加、経常利益は54百万円減少しており、税引前当期純損失は119百万円増加しております。</p>																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,920,377	3,943	1,376	2,922,944

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,943株

減少数の内訳は、次の通りであります。

ストックオプション権利行使に対する割当による減少 1,000株

単元未満株式売渡請求に対する割当による減少 376株

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,922,944	2,002,650	3,885,239	1,040,355

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の取得による増加 2,000,000株

単元未満株式の買取りによる増加 2,650株

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 3,884,678株

単元未満株式売渡請求に対する割当による減少 561株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																						
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額 <div style="text-align: right;">(器具・備品)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> ②未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> ③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> ④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。	取得価額相当額	一百万円	減価償却累計額相当額	—	<hr/>		期末残高相当額	—	1年以内	一百万円	1年超	—	<hr/>		計	—	支払リース料	1百万円	減価償却費相当額	1	支払利息相当額	0	—
取得価額相当額	一百万円																						
減価償却累計額相当額	—																						
<hr/>																							
期末残高相当額	—																						
1年以内	一百万円																						
1年超	—																						
<hr/>																							
計	—																						
支払リース料	1百万円																						
減価償却費相当額	1																						
支払利息相当額	0																						

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

子会社株式

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	638

(注) 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、貸借対照表計上額を記載しております。

当事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	638

(注) 上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、貸借対照表計上額を記載しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)		
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(1)	流動資産	(1)	流動資産	
	繰延税金資産		繰延税金資産	
	賞与引当金	338百万円	賞与引当金	325百万円
	未払事業税	25	未払事業税	22
	その他	72	その他	61
	繰延税金資産小計	435	繰延税金資産小計	409
	評価性引当額	△435	評価性引当額	△409
	繰延税金資産合計	—	繰延税金資産合計	—
(2)	固定資産	(2)	固定資産	
	繰延税金資産		繰延税金資産	
	有価証券評価減	662	繰越欠損金	670
	繰越欠損金	649	有価証券評価減	655
	退職給付引当金	618	退職給付引当金	603
	無形固定資産償却超過額	330	無形固定資産償却超過額	327
	固定資産評価減	166	固定資産評価減	167
	金融商品取引責任準備金	109	金融商品取引責任準備金	64
	その他	255	その他	345
	繰延税金資産小計	2,793	繰延税金資産小計	2,833
	評価性引当額	△2,793	評価性引当額	△2,833
	繰延税金資産合計	—	繰延税金資産合計	—
(3)	固定負債	(3)	固定負債	
	繰延税金負債		繰延税金負債	
	その他有価証券評価	693	その他有価証券評価	497
	差額金	—	差額金	—
	繰延税金負債合計	693	繰延税金負債合計	497
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	
	法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%
	(調整)		(調整)	
	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.29	交際費等永久に損金に算入されない項目	△53.03
	住民税均等割	2.38	住民税均等割	△29.21
	評価性引当額の減少	△44.85	評価性引当額の増加	△11.13
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.41	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	20.85
	その他	0.28	その他	2.62
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.38	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△29.21

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	614.04円	1株当たり純資産額	599.42円
1株当たり当期純利益金額	20.52円	1株当たり当期純損失金額(△)	△2.23円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	20.52円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—

(注) 1 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	44,571	42,356
普通株式に係る純資産額(百万円)	44,431	42,174
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	139	181
普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940	71,398,262
普通株式の自己株式数(株)	2,922,944	1,040,355
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	72,359,996	70,357,907

2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1,484	△158
普通株式に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1,484	△158
普通株式の期中平均株式数(株)	72,362,277	71,277,756
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	36	—
(うち新株予約権)	(36)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権6種類 (株式数827,500株) なお、その概要は「第4 提出会社の状況、1株式 等の状況、(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権6種類 (株式数1,036,500株) なお、その概要は「第4 提出会社の状況、1株式 等の状況、(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)				
<p>当社は、平成22年 6月23日開催の定時株主総会において、下記のとおり資本準備金の減少を行うことについて決議いたしました。</p> <p>1 資本準備金の額の減少の目的</p> <p>会社法等では、資本準備金及び利益準備金の合計額は、資本金の4分の1を基準に積み立てることを求めています。当社を大幅に上回る状況となっております。そこで、その基準を上回る額の資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えることにより、今後の自己株式の取得・消却の原資とするものであります。</p> <p>2 資本準備金の額の減少の方法</p> <p>会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を取り崩し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。</p> <p>① 減少する準備金の額</p> <table data-bbox="263 801 750 833"><tr><td>資本準備金</td><td>2,999,420,284 円</td></tr></table> <p>② 増加する剰余金の額</p> <table data-bbox="263 869 750 900"><tr><td>その他資本剰余金</td><td>2,999,420,284 円</td></tr></table> <p>3 資本準備金の額の減少の効力発生日</p> <p>平成22年 8月10日(予定)</p>	資本準備金	2,999,420,284 円	その他資本剰余金	2,999,420,284 円	—
資本準備金	2,999,420,284 円				
その他資本剰余金	2,999,420,284 円				

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券(その他有価証券))		
日本電波工業株式会社	651,300	857
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,563,350	600
東京応化工業株式会社	204,800	351
朝日印刷株式会社	136,000	248
立花証券株式会社	126,445	189
株式会社東陽テクニカ	226,800	174
サンワテクノス株式会社	201,960	145
都築電気株式会社	192,000	144
株式会社日本製鋼所	174,000	113
日本証券金融株式会社	169,000	92
その他(180銘柄)	5,026,238	1,863
計	8,671,893	4,782

【債券】

銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
(商品有価証券(売買目的有価証券))		
国債(84銘柄)	325	335
地方債(94銘柄)	1,215	1,232
特殊債(40銘柄)	169	170
社債(29銘柄)	322	327
外国債(4銘柄)	—	2,561
計	—	4,628

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等 (千口)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券(その他有価証券))		
投資事業組合出資(5銘柄)	—	135
計	—	135

【有形固定資産等明細表】

資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形 固定 資産	建物	1,655	2	5	1,652	1,453	35	198
	器具備品	3,715	237	146	3,805	3,296	287	509
	土地 (注)	671	—	2 (2)	669	—	—	669
	計	6,042	239	154 (2)	6,127	4,749	322	1,377
無形 固定 資産	ソフトウェア	1,033	55	54	1,034	836	254	198
	電話加入権	42	—	7	35	17	0	18
	計	1,076	55	61	1,069	853	255	216
長期前払費用		25	10	10	24	9	10	15

(注) 当期減少額のうち()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注) 1	37	10	—	5	42
賞与引当金	832	800	832	—	800
役員賞与引当金	20	—	20	—	—
金融商品取引責任準備金 (注) 2	268	—	1	107	158

(注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、必要計上額の洗替に伴うものであります。

2 金融商品取引責任準備金の「当期減少額(その他)」は、必要計上額の洗替に伴うものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成23年3月31日現在における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

なお、附属明細表において記載した事項については省略しております。

① 資産の部

イ 現金・預金

区分	金額(百万円)	
現金		107
預金		20,138
当座預金	11,648	
普通預金	7,384	
外貨預金	502	
その他	603	
計		20,246

ロ 預託金

区分	金額(百万円)	
顧客分別金信託		18,627
その他の預託金		101
計		18,729

ハ 信用取引資産

区分	金額(百万円)	
信用取引貸付金 (注) 1		17,111
信用取引借証券担保金 (注) 2		469
計		17,581

(注) 1 信用取引により顧客が買付けた証券の買付代金

2 貸借取引により証券金融会社に差入れている借証券担保金

ニ 募集等払込金

区分	金額(百万円)	
募集等払込金		5,073
計		5,073

② 負債の部

イ 信用取引負債

区分	金額(百万円)
信用取引借入金 (注) 1	773
信用取引貸証券受入金 (注) 2	1,971
計	2,745

(注) 1 証券金融会社からの貸借取引にかかる借入金
2 信用取引により顧客が売付けた証券の売付代金

ロ 預り金

区分	金額(百万円)
顧客からの預り金	8,110
募集等受入金 (注)	0
その他	1,690
計	9,801

(注) 顧客からの受け入れた募集等の申込証拠金

ハ 受入保証金

区分	金額(百万円)
信用取引受入保証金	8,388
その他の受入証拠金	711
計	9,099

ニ 短期借入金

区分	金額(百万円)
金融機関借入金	3,200
証券金融会社借入金	300
その他の借入金	858
計	4,358

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 買取・売渡手数料	(注) 1 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子開示により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。なお、電子公告は当社のホームページにも記載しております。そのアドレスは次のとおりです。 http://www.marusan-sec.co.jp/
株主に対する特典	期末の株主名簿に記載された1,000株以上所有株主に対し、新潟県魚沼産コシヒカリ(新米)を一律3kg贈呈。(発送時期は10月中旬以降)100株以上1,000株未満所有株主に対し、海苔詰合せ(1,000円相当)贈呈。(発送時期は10月中旬以降)

(注) 1 社債、株式等の振替に関する法律(平成13年6月27日 法律第75号)に基づき、単元未満株式の買取り・売渡しを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。但し、特別口座に記録されている当社株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第90期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

第90期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第91期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成22年8月12日関東財務局長に提出

第91期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) 平成22年11月11日関東財務局長に提出

第91期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 平成23年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権発行に係わる取締役会決議)の規定に基づく臨時報告書 平成22年7月14日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4) 平成22年7月14日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書) 平成22年7月30日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書

平成22年8月5日関東財務局長に提出

平成22年12月8日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月23日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 岡 雅 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月23日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少を決議している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、丸三証券株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を

完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、丸三証券株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月28日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西岡 雅信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸田 雅彦 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、丸三証券株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として

行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、丸三証券株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月23日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 岡 雅 信 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第90期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年6月23日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月28日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 岡 雅 信 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第91期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。